スイス　初回審査　事前報告事項前パラレルレポート　(JD仮訳)

**インクルージョン・ハンディキャップ**

2020年9月25日　ベルン

国連障害者権利委員会におけるスイスの初回締約国報告手続き

「事前質問事項」に関する報告

**Initial State Report Procedure for Switzerland before the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities　Submission concerning the "List of Issues"**

**Inclusion Handicap**

Bern, 25. September 2020

**目次**

1. はじめに

2. 全般的評価

3. 条約の総則 第1条から第4条

4. 具体的な権利

第5条　平等及び無差別

第6条　障害のある女子

第7条　障害のある児童

第8条　意識の向上

第9条　施設及びサービス等の利用の容易さ

第10条　生命に対する権利

第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態

第12条　法律の前にひとしく認められる権利

第13条　司法手続の利用の機会

第14条　身体の自由及び安全

第15条　拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

第16搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条　個人をそのままの状態で保護すること

第18条　移動の自由及び国籍についての権利

第19条　自立した生活及び地域社会への包容

第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第22条　プライバシーの尊重

第24条　教育

第25条　健康

第27条　労働及び雇用

第28条　相当な生活水準及び社会的な保障

第29条　政治的及び公的活動への参加

第30条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

5. 特定の義務

第31条　統計及び資料の収集

第32条　国際協力

第33条　国内での実施及び監視

6. 注

**1. はじめに**

この提出により、スイスの障害者団体の包括的組織である**インクルージョン・ハンディキャップ（IH）**は、スイスの初回報告（ISR）の審査のための「事前質問事項」の作成において、国連障害者権利委員会を支援したいと考えている。

IHは、**スイスに暮らす約160万人の障害のある人（女性89万2,000人、男性61万8,000人、子ども約15万人）**のために尽力している。IHは、障害のある人の社会生活への完全かつ自律的な参加を保証するインクルーシブ社会の実現に向けて活動している。22の団体がインクルージョン・ハンディキャップに加盟している。

ASPr-SVG [スイス麻痺者協会]

Asrimm [スイス神経筋疾患対策協会]

Autismus Schweiz [自閉症スイス]

FRAGILE Schweiz［脳外傷者と家族の団体］

GELIKO［スイス健康連盟全国会議］

inclusione andicap ticino [ティチーノハンディキャップ・インクルージョン]

insieme Schweiz［団結スイス］

PluSport［プルスポーツ・スイス障害者スポーツ協会］

Pro audito［スイス難聴者・聴覚障害者協会］

Procap［障害者団体］

Pro Infirmis［障害者団体］

Pro Mente Sana［精神障害者団体］

Schweizerische Multiple Sklerose Gesellschaft [スイス多発性硬化症協会]

Schweizerische Parkinsonvereinigung [スイスパーキンソン症協会]

Schweizerischer Blindenbund [スイス盲人連盟]

Schweizerischer Blinden- und Sehbehindertenverband SBV [スイス盲人・弱視者協会]

Schweizerischer Gehörlosenbund SGB［スイスろう者連盟］

Schweizerischer Zentralverein für das Blindenwesen SZB [スイス盲人中央協会]

Schweizer Paraplegiker-Vereinigung SPV[スイス・対麻痺者協会]

Schweizerische Stiftung für das cerebral gelähmte Kind [スイス脳性麻痺児財団]

Sonos [スイスろう者・聴覚障害者協会]

Verband Dyslexie Schweiz [スイス失読症協会]

Vereinigung Cerebral Schweiz [スイス脳障害協会]

また、インクルージョン・ハンディキャップは、後日、**包括的な代替報告**をCRPD委員会に提出する予定である。

**2. 全般的評価**

批准手続きの過程で、連邦政府は、スイスはすでに条約の要件をほぼ遵守しているとの見解を示した**[[1]](#endnote-1)**。このように主張して連邦政府は、**CRPDの遠大で総合的な義務とそれに伴うスイスの課題を著しく過小評価した**。

スイスには連邦憲法や社会保険法、障害のある人の平等に関する法律というよい基礎があり、ある程度CRPDの要件を満たすことができるが、CRPD第1条から第4条に掲げられた原則は、連邦政府、州、市町村のいずれのレベルにおいても、厳密に受け入れた上での実施はなされなかった。**連邦政府、州、市町村レベルでの実際の経験から、法律の中にもその実施にも深刻な欠点があることがわかっている****[[2]](#endnote-2)。** この点はスイスの初回報告では十分明確ではない。その冒頭の説明とは対照的に、その報告は、「法制度と法律の説明を超えた障害のある人の権利保護に関する実際の状況の描写」を提供してはいない**[[3]](#endnote-3)**。

最も重要な欠点を要約すると次のようになる。

- ここ数年で改善は見られるが、CRPDを実施する包括的で首尾一貫した戦略はまだない。

- 民間部門における雇用差別への保護がなく、インクルーシブな労働市場がない（CRPD5、27条）。

- インクルーシブな教育制度、特にインクルーシブな職業訓練システムはない（CRPD24条）。

- 民間事業者による障害のある人への差別に対する保護が不十分（CRPD5、9条）。

- 代理意思決定制度がまだ存在する（CRPD12条）、CRPDに照らして現行法制を分析し整合させる計画がまだない、多くの障害のある人、特に心理社会的・知的障害のある人にとって、平等な選択による地域社会での生活がない（CRPD19条）、特に居住地と生活様式の選択の制限（連邦法では進歩的な措置がとられているにもかかわらず）。

**3. 条約の総則**

**第1条から第4条**

**戦略の欠如**

2018年5月9日、連邦政府は、国の「障害者政策」に関する報告書を承認した**[[4]](#endnote-4)**。2018年から2021年までの期間の優先事項については、報告書では、**連邦レベルでの調整、連邦政府と州との協力の促進**に焦点を当て、**3つの優先事項**（「**平等と仕事**」プログラム、「**自立した生活**」プログラム、**アクセス性とデジタル化**）の「推進力を提供」するとともに、**国の報告書の作成と監視の実施**をあげている。**制度面では**、連邦レベルでの調整と連邦政府と州の間の調整を確保するために、**新たな機関**が設立された**[[5]](#endnote-5)**。

**バーゼル・シュタット州**は、スイスで初めて、CRPDとの整合性を図るために法制を体系的に見直した。その結果、2019年9月にバーゼル・シュタット州議会は、同州でCRPDを実施するための新たな法的基盤の確立を決定する予定である(障害のある人の権利に関する新法の制定と特別法の修正)**[[6]](#endnote-6)**。**チューリッヒ州**はCRPDに照らして法律を分析し、新たな調整機関を設立した。同州は条約を実施するための行動計画を策定する予定である**[[7]](#endnote-7)**。

連邦政府や州（まだごく一部だが）では、このような新たな前向きな動きがあったにもかかわらず、スイスでは、障害のある人のための包括的な政策**[[8]](#endnote-8)**も、**CRPDの義務を実施するための包括的な計画**もまだない。スイスの「障害者政策」は、主に**医学的な障害の理解に基づいており、欠損(deficits)に焦点**を当てている。その結果、問題としての障害は、主として社会政策と給付によって、また特に社会保険という手段を用いて、実質的なレベルと制度的なレベルの両方で対処されている。**インクルージョンの概念は、連邦、州、市町村レベルでも、また、実際に障害のある人のための組織や機関でも、体系的には受け入れられず、実施されていない**。

したがって、スイスには、**CRPDを実施するための次のような包括的で一貫した戦略**がまだ完全に欠如している。

* CRPDの義務を確実に遵守し、社会のあらゆるレベルで明確で実証可能な目標を掲げた具体的な行動計画の形でCRPDを実施する。
* 障害のある人の生活に影響を与えるあらゆる分野の既存の法律および政策を見直し、必要に応じてそれらを修正もしくは補完し、あるいはそれらの間の調整を改善する。
* 社会のあらゆるレベルでそれらが厳格に実施されるしくみを設置するとともに、定期的な独立した検証を確保する（第33条参照）。

一つの結論として、スイスは**CRPD第4条(1)(a)-(c)の義務**を十分に果たしていないといえる。2000年の発効以来、スイス連邦憲法は、連邦および州の立法府は、障害のある人が被る不利益を根絶するための行動を取らなければならないと義務づけている（憲法第8条(4)項）にもかかわらず、連邦と州のほとんどの法律や政治戦略は、**障害のある人の関与もなく障害のある人の懸念やニーズも考慮されないまま**、制定・改定されている**[[9]](#endnote-9)**。

**CRPDの選択議定書は批准されていない**

スイスは、国連の人権条約体に対する苦情手続きが、実際に人権を行使する上で重要であることを長い間認識してきた。それゆえに、拷問禁止委員会、人種差別撤廃委員会、女性差別撤廃委員会、子どもの権利委員会の個別の苦情を審査する権限を認めている**[[10]](#endnote-10)**。それにもかかわらず、2018年の初め、スイスは再び、UPR（普遍的・定期的審査）勧告に反してCRPDの選択議定書の批准を、少なくとも暫定的に拒否した**[[11]](#endnote-11)**。

これは、CRPDの保証に基づいてその違反に異議を唱える苦情について、連邦最高裁判所が最終的な決定権を持つことを意味する。**連邦最高裁判所はこれまで、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に基づく経済的、文化的及び政治的権利は直接的には裁判所の判断事項ではないとしてきたため、司法手続きの中でCRPDが限定的にしか考慮されない危険性がある。**

**障害の概念**

連邦憲法**[[12]](#endnote-12)**には、8条2項、4項の障害(disability)という用語だけでなく、41条2項の**「廃疾(invalidity)」という用語[[13]](#endnote-13)**も含まれているが、これは、いまだに欠損に焦点を当てた障害の医学的な理解に全面的に基づいている。法律はいまだに障害のある人に対して「**無力(要援助)手当(helplessness allowance)**」という言葉**[[14]](#endnote-14)**を使っている。

- 連邦政府と州はいつ、国連CRPDの全条項を実施するための行動をすべての関係者に義務づける**包括的な国家行動計画**（実施スケジュールおよび指標と継続的監視などの効果測定の要素を含む）を発表するのでしょうか？

- 障害のある人の平等を実現するための取り組みがまだ開始されていないすべての州において、障害のある人の平等を確保するための法律や政策はいつ策定されますか？

- 連邦政府と州は、立法手続きの中で、CRPDの要件が厳密に考慮されることをどのように確保しますか？市民社会の参加を可能にするために、どのような手段を想定していますか。特に、協議の手段とその実施が、CRPD第4条(3)の要件をどの程度満たしているかを説明してください。

- 連邦政府はいつ、どのように**CRPDの選択議定書の批准**の問題に取り組みますか？

- スイスはいつ、どのようにして、スイスの法律から**「廃疾」と「無力」という用語**を根絶し、CRPDの要件に沿った用語に置き換えるつもりですか。

**4. 具体的な権利**

**第5条　平等及び無差別**

障害者差別禁止法（DDA、Disability Discrimination Act）の2015 年の評価**[[15]](#endnote-15)**と、差別事件における司法へのアクセスに関するスイス人権助言センター（Swiss Centre of Expertise in Human Rights SCHR）の研究**[[16]](#endnote-16)**は、**スイスでは全般的に、私人による差別から障害のある人を確実に保護することはできない**と結論づけられた。（訳注　締約国報告では、DDAはFederal Act on the Elimination of Inequalities affecting Disabled Persons (Disabled Persons Act)と表記されており、そのJD仮訳では連邦障害者不平等撤廃法（障害者法）と訳している。）**私法の雇用関係**の分野では深刻な欠陥があり、DDAも適用できない（CRPD第27条の実施の評価を参照）。そして、**民間事業者による一般市民へのサービス（DDA第６条）**についても欠陥がある。この状況は、2つの事態でさらに深刻化している。１つは、**欧州人権裁判所(European Court of Human Rights ECHR)**の2019年7月18日の**グライゼン(Glaisen)対スイスの判決[[17]](#endnote-17)**でのDDA第6条を基本的に支持する付随的意見であり、もう１つは、連邦最高裁判所の判例法である（CRPD第9条の実施の評価も全体的に参照のこと）。

初回締約国報告(ISR)は、**原則として**、私法の分野における行動の必要性を**認識**している。この欠点を是正するための解決策が検討されることになっているスイスの障害者政策報告書の起草に言及している。しかし、2018年5月の「障害者政策」報告書には、**民間部門の雇用および一般市民が利用できる民間のサービス分野における法的保護を強化するための措置は一切含まれていない。**

-　連邦政府は、どのような形で、どのような時間枠で、SCHRが推奨する措置を検討しますか、あるいは可能な解決策を提示し、それを実施するための措置を講じますか。

- 連邦政府は、DDA第6条の差別という用語がCRPD第2条および第5条と互換性をもって解釈されることをどのように保証する予定ですか**[[18]](#endnote-18)**？ また、私人同士の関係においても、差別をなくすための合理的配慮を受ける障害のある人の権利は、どのようにして包括的に保証されますか。

**第6条　障害のある女子**

DDA 第5条（1）に基づく、障害のある女性の特定のニーズを考慮に入れる国の義務については、これまで何ら詳細な説明がなされてこなかった。障害のある女性の平等に関する「学習パッケージ」に含まれている多数の具体的な勧告についても、何の改善も行われていない。さらに、連邦男女平等局も連邦障害者平等局も、障害のある女性の権利に関する明確で公的な権限を持っていない。

障害のある女性と少女は、社会保障、雇用、健康、暴力からの自由、政治的・公的活動への参加の権利に関して、特別な課題に直面している。例えば、障害のある女性の46％がフルタイムの仕事に就いているのに対し、障害のある男性の81％がフルタイムの仕事に就いており**[[19]](#endnote-19)**、障害のある女性は、職業訓練のための経済的支援のレベルがはるかに低くなっている**[[20]](#endnote-20)**。また、特に多くの固定観念と闘わなければならない。

* 条約発効後、連邦政府と州は、障害のある女性が他のすべての人と対等な立場ですべての権利を行使できるように、障害のある女性の自律性を重点的に強化・確保するために、具体的に彼女らを特に対象としてどのような措置を講じてきましたか？
* 連邦政府と州の当局は、障害のある人の権利の主流化(一般化)を確実にするために、どのような具体的な措置を採用しましたか**[[21]](#endnote-21)**、また、連邦の事務局にはいつ具体的な権限が与えられ、財源はどのように提供されますか。
* テーマ別文書に記載されている勧告は、いつ、どのような手順で実施されますか？

**第7条　障害のある児童**

2010年以降、連邦レベルでは、障害のある子どもに関する個別の統計は公表されていない**[[22]](#endnote-22)**。しかし、2012年以降、障害者入所施設に収容されている19歳未満の子どもや若者の数は増加しており**[[23]](#endnote-23)**、不釣り合いに高いように見える**[[24]](#endnote-24)**。障害のある子どもや若者に対する暴力についての調査は、ほとんど行われていない**[[25]](#endnote-25)**。その他の問題点としては、参加の欠如、インクルーシブな就学前指導、早期発見と支援のための資源、精神医学的・精神療法的ケア、ADHDの子どもたちを支援するための薬学的アプローチではない教育学的アプローチの体系的な採用などがある**[[26]](#endnote-26)**。国**[[27]](#endnote-27)**や州のレベルでは、障害のある子どもの権利を体系的に実施するための政策はない。

* 発表**[[28]](#endnote-28)**された通り、障害のある子ども、特に入所施設での障害のある子どもたちに関するより正確な統計情報を公表してください（入所施設でのケアの理由**[[29]](#endnote-29)**、期間、形態を含む）。また、スイスの子どもと若者に対する、あらゆる生活場面（家庭・施設、学校、教育、レクリエーション等での）暴力に関するサンプル調査の計画についての情報を提供してください。
* 連邦政府と州の当局は、子ども・青少年政策のあらゆる分野で、障害のある子どもや若者をより重く位置付けるために、具体的にどのような対策を講じていますか**[[30]](#endnote-30)**？

**第8条　意識の向上**

障害のある人に対するスティグマは近年やや強まっている。特に心理社会的障害は、多くの場合、タブー視されている問題である**[[31]](#endnote-31)**。人々の間での差別は、知的障害や心理社会的障害のある人の自己決定権、生活様式の選択、教育、家庭を築く権利、知的障害や行動問題のある子どものインクルーシブな学校教育を受ける権利に関して、特に明らかである**[[32]](#endnote-32)**。多くの障害のある人とその家族は自分たちの権利を知らず、また、行政当局もCRPDと人権に基づくアプローチについての知識を持っていないことが多い**[[33]](#endnote-33)**。社会保険を受けている人の監視に関する国民投票(referendum)（CRPD第22条の項参照）では、「詐欺的な保険請求者」に対して低劣な宣伝が行われ、障害のある人への一般の人々の偏見が大幅に強化された。

* 連邦政府と州当局は、特に知的・心理社会的障害のある人のために、どのようなキャンペーンを計画していますか、また、法的に正当な社会的給付の受給や自己決定権などについての具体的なテーマ別キャンペーンを計画していますか。
* メディアでは、特に女性の障害のある人は、しばしば無視されたり**[[34]](#endnote-34)**、限られた役割の中で描かれたりしています。メディアにおける差別的な固定観念を排除するために、スイスは、具体的にどのような措置をとっていますか？

**第9条　施設及びサービス等の利用の容易さ**

**建物と施設：**アクセシビリティを確保するという考え方は一般的に広く受け入れられている**[[35]](#endnote-35)**が、**既存の建物や施設**は、改築されない限り、DDA第3条(a)のアクセシビリティ確保の義務の対象とはならない。ほとんどの場合、建設認可当局（ほとんどが市町村レベル）には必要な専門知識が不足しており、建設認可プロセスにおいて第9条の遵守は組織的にはなされていない。DDAで規定されている8戸以上の住宅ユニットという最低基準値が高いため、住宅分野では状況は危機的である**[[36]](#endnote-36)**。

**公共交通：**公共交通のアクセシビリティは、2004年にDDAが施行されて以来、改善されてきた。しかし2018年の障害者政策報告書でさえ、**この分野の関係者によるアクセシブルな公共交通の提供を確実にする**ための、ユニバーサルデザインに沿って調整された**全体的な考え方**がまだ欠けている。企業も当局も、DDAの最初の10年の期限（DDA第22条(2)項）の間にほとんど行動を起こすことができなかった。公共交通の分野で初回締結国報告（ISR)が引用した数字は、CRPD第9条の実施に関して非常に限られた現実しか反映していない**[[37]](#endnote-37)**。例えば**スイスのバス停の90％以上がいまだに障害者が利用できない**という推計がある**[[38]](#endnote-38)**。

**サービス：**公にアクセス可能なサービス（オンラインサービスを含む）を提供する事業体による差別に対するDDAの下で保証されている保護は、**明らかに不十分**である**[[39]](#endnote-39)**。**ISRにおけるこの分野の法的権利の描写は不正確である[[40]](#endnote-40)**。差別を理由に裁判を起こした個人は、5,000スイスフランの補償しか受けられない。差別的な扱いの中止や撤廃（合理的配慮の提供など）を要求することはできない。このような場合、障害者団体は、**差別が発生したことの証明**を請求できるだけである（DDA第9条(3)(a)）。これまでのところ、DDA第6条に基づいて提起された訴訟が成功したのは、2017年3月の1回のみである**[[41]](#endnote-41)**。さらに、連邦最高裁判所は、DDA第6条およびEPDO第2条(2)の差別の概念を狭く解釈している。それは、障害のある人の**軽蔑や排除が目的の場合**に限定しており、それが単に結果である場合には含めていない。映画館が車椅子の人の入場を拒否したケースでは、連邦最高裁は、差別はなかったと判断した。事故が起きた場合、映画館が車椅子の人を入れたことで批判されることを恐れたのは理解できるとした。したがって、連邦最高裁判所によれば、映画館への入場拒否は、特に衝撃的なものではなかった。それは寛容さの欠如の表現ではなく、車椅子利用者を排除する意図はなかった**[[42]](#endnote-42)**。2019年7月18日のグライゼン対スイスの判決で、欧州人権条約（European Convention on Human Rights ECHR）は正式にCRPDに言及したが、ECHR第8条に関連した法的状況と実務の評価は、CRPD第2条、第5条、第9条と整合しない**[[43]](#endnote-43)**。

* 州と市町村は、CRPD第9条の実施状況を建築完成後に体系的に監視することをどのように予定していますか？
* 連邦障害者平等局（FBED）と連邦交通局（FOT）は、スイスでのアクセシブルな公共交通を確保する調整された全体構想を確立するために、どのような行動をとっていますか？特に連邦政府は、スイス全土のバス停の整備を可能な限り迅速かつ協調的に行うために、DDA第18条(1)、(2)項に基づく権限をどのように活用していますか？
* 民間事業者が提供するサービスの問題については、CRPD第5条の質問を参照。

**第10条　生命に対する権利**

多くの場合、子供に障害があることの判明が、妊婦の心理的苦痛の原因とされ、刑法で認められている晩期の中絶が間接的に認められることになると推測される**[[44]](#endnote-44)**。しかし現在のところ、障害のある胎児に関する情報を提供するスイス全体の数字はない**[[45]](#endnote-45)**。したがって障害のある胎児がこの規則の影響を特に強く受けているかどうかを評価することはできない。

* 晩期中絶に関する刑法の規定とその実施がCRPD第10条に適合するかどうかを評価するために、連邦政府は必要なデータをいつ、どのように収集する予定ですか？

**第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態**

**災害や緊急時における障害のある人への警報の発令、警報の鳴らし方、および情報提供**については、準備中の連邦報告書**[[46]](#endnote-46)**では十分に明確にされておらず、見るところ、市民保護・市民防衛に関する新しい連邦法の草案では見落とされている。最も重要な緊急連絡先には電話でしかつながらず、ろう者、難聴者や言語障害のある人はアクセスできない。また、道路や鉄道のトンネルからのアクセシブルな避難についても、大きな安全性の問題がある。

**人道支援**の問題に関して、インクルージョン・ハンディキャップは、国際協力における障害のある人の権利のためのスイス連合による2019年7月25日の報告に全面的に賛同する。

* 現在保留中の立法案と警告と警報の発令に関する条例の改正案の中で、すべての障害のある人のための真に包括的な保護がどのような形で保証されるのか述べてください。また、避難時の安全性の格差に対処する措置がどうとられるのか述べてください。
* 連邦政府はいつ、市町村や州と協力して、多様な状況下ですべての人がアクセスできる「トータル会話（Total Conversation）」の原則に則った次世代緊急サービスを確保しますか？

**第12条　法律の前にひとしく認められる権利**

**市民権の行使**は、公的な**成年者保護措置**(スイス民法(SCC)第388から439条)によって制限されることがある。**後見**(SCC第390から425条)は、個人の「弱った状態」と、その結果、完全にまたは部分的に自分の問題を管理することができないことに関連して適用される。同法によれば、恒久的な衰弱状態とは、すなわち**知的障害や心理社会的障害**によるものであるとされている（同390条1項1号）。新法の下でも、**代理的な意思決定制度に重点を置いた措置**がとられている**[[47]](#endnote-47)**。したがって，支援機能つきの後見制度は、本質的に支援機能だけであって、判断力や市民権の行使能力を欠く場合には利用できるものではないと考えられる**[[48]](#endnote-48)**。識別能力の欠如を立証する際には、合理的な行動ができるかどうかは考慮されない。識別能力は本人の能力を前提としており**[[49]](#endnote-49)**、本人の意図に焦点を当てている。全般的な範囲の後見では、**すべての事項について代理**が必要であるのに対し、代理機能後見は部分的な代理行為（場合によっては広範囲の行為）を行い、助言後見では、代理人の承諾の要件に対応する。**全般後見の場合には市民権の行使は完全に失われる**が、代理後見の場合には行使できる可能性があり、協力に基づく後見の場合には法的に制限されている。

後見人は、本人の意見を単に考慮し、本人の希望を「可能な限り」尊重しながら、本人の利益のために業務を遂行する（SCC第406条(1)）。これでは、支援が本人の「最善の利益」よりも本人の希望や嗜好に基づいて行われるようにすることを十分に保証していない。

2016年、2017年は、後見の全事例のうち、それぞれ約18.5％、約16.5％が全般的後見であった。代理機能後見が圧倒的に多く、協力に基づく後見が最も少なかった**[[50]](#endnote-50)**。

連邦政府は2017年3月の報告書の中で、国連障害者権利委員会の慣行によれば、代理機能後見人制度がCRPD第12条と不適合であることをすでに認めており、法の見直しの勧告がなされると予測していた。このような背景から、連邦政府は、国内および国際レベルでの議論を継続し、委員会の勧告が出されたら、今後の行動方針を決定すると述べた**[[51]](#endnote-51)**。

* 連邦政府はいつ、どのように、代替意思決定制度を支援つき意思決定制度に置き換える予定ですか。2019年5月設立の、子どもと成人の保護法の立法の必要性を明確にすることを担当する連邦司法省の作業部会は、成人の保護法をCRPD第12条に整合させる方法も検討していますか**[[52]](#endnote-52)**？
* 連邦政府と州は、支援つき意思決定のための仕組みを構築するために、具体的にどのような行動をとっていますか。支援つき意思決定によって決定に至った人の判断能力と行為能力が認められるために何をしていますか（悪用防止措置を含む）？
* 所管官庁は、本人の意見や希望が一貫して尊重されることをどのように確保していますか（単に「可能な限り」ではなく）。
* 支援機能後見の2016年以降の数値の詳細と説明をお願いします。

**第13条　司法手続の利用の機会**

初回締約国報告（ISR）によると、スイスでは「障害のある人を含むすべての人（......）に非差別的な司法アクセスが保証されている」**[[53]](#endnote-53)**とされている。しかし、**識別能力を欠く者の法的手続き上の資格と証人として行動する資格に関する規則[[54]](#endnote-54)**は、識別能力を評価する際に、CRPD第12条および第13条の下で要求される支援的意思決定システムを考慮に入れていない。

**行政手続や司法手続は、事実上、障害のある人に開かれていない**ことが多い。例えば、いくつかの裁判所の建物が依然使いやすくなっておらず、また手続きは、言語要求（点字、分かりやすい版、手話言語など）を含む障害のある人のニーズを考慮して調整されていない。

司法へのアクセスは、**CRPDの実施にとって特に重要な法律の2つの分野において、大きな財政的リスクと関連**している。障害者平等法の分野では、法律扶助を請求する権利がない、または無料の法律相談を受けられない提訴者は、申し立てが却下された場合、**相手方の弁護士費用を支払う必要がある[[55]](#endnote-55)**。**社会保険法**の他の分野とは対照的に、連邦障害保険の提訴者は、初回には**原則として費用を支払う必要がある**。法律扶助は、勝つ見込みがないだろうとする想定のもとにしばしば断られる。これは、本人が必要な財源を用意できないにもかかわらず、また複雑な問題を抱えていることが多いにもかかわらず、起きている。

* 連邦政府はいつ、どのようにして、CRPD第12条と第13条を参考に、証人としての法的手続き上の資格に関する法律を見直すつもりですか。現在、連邦政府は、法律が国際法に沿って解釈されることをどのように確保していますか。
* 連邦政府と州当局は、司法へのアクセスに関連するすべての施設や手続きのアクセシビリティを確保するために、現在どのような立法その他の措置を計画していますか？
* 連邦政府は、社会保険や障害者平等法の分野で、被害を受けた人々やその組織にとって、経済的な理由で司法へのアクセスが妨げられないようにするために、どのような計画を立てていますか？

**第14条　身体の自由及び安全**

スイスの法律は、CRPD第14条と重要な接点を持つ措置を規定している**[[56]](#endnote-56)**。特に、**障害のある人を本人の希望に反して（精神医療）施設に入所させる**ことは（スイス民法(SCC)第426条1項）、その人の権利の重大な侵害となりえる。スイスでは、管轄の成人保護当局が毎年何件の入所を命じているのか、また誰がその決定の影響を受けているのかについて、**統一的な統計は取っていない**。成人保護に関する新法が施行される前の2011年、連邦公衆衛生局の委託を受けて、スイスの精神科施設への非自発的な収容に関する法的保護の有効性に関する調査が行われた**[[57]](#endnote-57)**。その結果、**スイスは**EU15カ国と比較して、**精神科施設への強制収容率が最も高い国の一つ**であると結論づけられた**[[58]](#endnote-58)**。**成人保護に関する法律とCRPD第14条との適合性については、スイスでは今のところ検討されていない[[59]](#endnote-59)。**

**介護目的での入所中に行われる医療行為**に関して、医師は、識別能力のない者を治療する際に、**患者の医療指令（民法(CC)第433条(3)）を考慮に入れる義務があるだけ**で、それを遵守する義務はない**[[60]](#endnote-60)**。

最後に、同意のない入院を避けるための代替手段も不十分である。多くの州や地域では、地域に根ざした治療と外来治療に問題がある**[[61]](#endnote-61)**。

* 連邦政府はいつ、どのように成人保護法とCRPD第12条および第14条の要件との整合性を見直し、必要に応じて修正しますか。また、その間、国際法との整合性のとれた解釈をどのように確保しますか。

- 各州の入所の数字について詳細を記載し、州間の差異があれば説明してください。

- **拷問からの保護のための国家委員会（National Commission for Protection against Torture NKVF）**は、介護目的で収容されている施設の監視にどの程度の責任を負っているのか、そのための資源は何か、説明してください。

- 連邦政府と州は、居住地の近隣の人々が利用できる**自発的な通院支援システム[[62]](#endnote-62)**を創設・拡大し、介護システムをさらに発展させるためにどのような措置を講じているのかを述べてください。

**第15条　拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由**

**人間研究法**（Human Research Act; HRA; 第21-31条）**[[63]](#endnote-63)**では、追加の要件を満たす条件の下で「特に脆弱な人」を対象とした研究が認められている。これらの規則によると、**識別能力を欠く者**に関わる研究プロジェクトは、関係する成人、若者、子供が、**口頭または行動によって研究に参加することに反対することを明白に表明しない**場合にのみ実施することができる（人間研究法第22条(3)(b)、23条(2)(b)、24条(1)(c)項）。

国連拷問禁止委員会は、居住施設にいる人の医療へのアクセス、**特に心理社会的障害のある男女**を含めた医療へのアクセスに関連して、各州が示した区別に懸念を抱いている**[[64]](#endnote-64)**。また、心理社会的障害のある人の独房監禁や、拘禁施設内での治療の選択の自由がないことや，心理社会的障害のある人の独房監禁を批判している。

- 連邦政府は、HRAの実施がCRPD第12条、15条、17条に適合していることをどのように確保していますか。特に、HRAに関する連邦政府の発信での、「法的に有効な反対には、法的に有効な同意よりも、精神的能力や識別能力に関して緩やかな要件を適用すべきである」という連邦政府の呼びかけは、実際どう実行されていますか**[[65]](#endnote-65)**？

- 心理社会的障害のある人に関する国連拷問禁止委員会の批判を受けて、連邦政府と州当局はどのような措置をとってきましたか。拘禁施設での心理社会的障害のある人の独房監禁は禁止されていますか？

- 拷問からの保護のための国家委員会（NKVF）**[[66]](#endnote-66)**は、CRPD第15条の遵守状況の監視を明示的に課せられていますか。この点でNKVFにはどのような資源がありますか。

**第16条　搾取、暴力及び虐待からの自由**

スイスでは、他の国と同様に、障害のある女性、子ども、男性は、特に居住施設の制度によって、**より高い暴力のリスクにさらされている[[67]](#endnote-67)**。実際には、家庭であれ施設であれ、介護の提供における暴力に何よりも問題がある。初回締約国報告に書かれている州による施設への監督は、CRPDを考慮に入れていない。むしろ主に衛生と管理に焦点を当てている。

**多くの虐待相談センターは、障害のある人が利用できない**。さらに、**暴力の被害者**のための**宿泊施設**（例：女性の避難所）やサービスは、完全にはアクセス可能ではない**[[68]](#endnote-68)**。

* 個人宅や施設での障害のある女性や男性に対する暴力に関する現在の統計データを紹介してください。
* 連邦政府と州は、障害を持つ女性への暴力を減らすことを特に目的とした、どのような措置を講じていますか？
* 連邦政府と州当局は、国が出資する保護サービスや相談センターが、暴力被害者の年齢、ジェンダー、障害を考慮していることをどう保証しているのかを教えてください。

**第17条　個人をそのままの状態で保護すること**

スイス民法第434条によると、第426条から第439条に基づく**介護目的の入所措置**（placement for care purposes PCP）の過程では、**本人の同意がなくても**、「精神障害」のある人に対して医療処置を行うことができる。これには、医薬品の提供、日常生活の遵守、話し合い、食事の強制などが含まれる。手術は明示的に除外されている**[[69]](#endnote-69)**。前提条件は厳格に規定されている（SCC第433条(1)-(3)、434条(1)）。

また、**スイス民法(SCC)第378条(1)**によれば、**外来・入院治療への同意**に関連して識別能力を欠く女性・男性は、様々な人に**代理してもらう**ことができるとされている**[[70]](#endnote-70)**。

スイスでは、18歳未満の男女の不妊手術は一般的に禁止されている（スイス不妊法第3条(1)**[[71]](#endnote-71)**）。その人が**16歳以上で、識別能力が永久に欠如している場合**は、例外的に不妊手術が認められる場合がある。初回締約国報告は、スイス不妊手術法第7条(2)で規定されている累積的な前提条件に言及し、「本人の希望（...）は常に尊重されなければならない。以前に不妊手術に同意していた人が、手術の直前に不妊手術に反対した場合は、不妊手術を実施してはならない」と付け加えている**[[72]](#endnote-72)**。**この記述は、スイスの不妊手術法が、識別能力のない人の意思に反して不妊手術を行うことを禁止していることを意味するものではない。**それどころか、スイスでは、識別能力のない人の希望は法的には考慮されないことを意味する（CRPD第12条に対する私たちの批判的な指摘も参照）。

不妊手術に関する連邦法（SR 211.111.1）の第7条（2）によると、16歳以上で「恒久的に判断能力がない」とみなされ、さらに7つの追加要件を満たせば、本人の同意に関係なく例外的に不妊手術が認められている。

* **介護目的での入所措置(PCP)での強制的な医療行為、PCP外での強制的な治療、**16歳以上で恒久的に判断能力を欠いている男女の**不妊手術**に関する規定とCRPD第12条および第17条との整合性についての分析は行われましたか。その場合、結果はどうなりましたか？スイスは、不妊手術に関する連邦法第7条（2）を廃止する措置を取るつもりですか？
* もしそうでない場合、これらの規定が国際法の要件を参考にして実際に解釈され、実施されることをどのように確保していますか？
* NKVF（拷問からの保護のための国家委員会**）**は、どの程度まで強制治療が行われている機関を監査していますか。そのためにはどのような財源がありますか？
* スイスは、特に障害の基準を考慮した強制治療について、どのようなデータを持っていますか？

**第18条　移動の自由及び国籍についての権利**

ISRは、スイスの**収容施設の人の移転の自由**がないのは、各州の様々な施設に空きがないことが原因であるとしている**[[73]](#endnote-73)**。しかし、これは財政的な制約を無視している。補足給付金（**supplementary benefits** SB）**[[74]](#endnote-74)**については、施設に入所する前に居住していた州が無期限に責任を負う。補足給付金は、該当する州の施設に適用される費用のみを負担する**[[75]](#endnote-75)**。ただし、本人が他の州の居住施設（責任のある州の施設より費用がかかる場合）への転居を希望した場合、その「出身州」が適切な居住施設を提供できない場合に限り、その差額分の費用を負担することになる。

**亡命手続き**の中で、障害のある人は、当局とのコミュニケーションやインフラ（亡命申請者のための収容施設）の面で障害に直面している。例えば、ろうの亡命者は、手話言語を使う仲間や手話言語通訳、現地の手話言語を学べる可能性が常にあるわけではない。さらに、ろうや聴覚障害のある亡命申請者は、障害が以前からのものである場合、補聴器や人工器官などの補助具を請求することができない。また、車椅子を使用している子供のいる家族は、アクセシブルなバスルームのない施設に収容されている。

* 施設で暮らす障害のある人の居住の自由を保証するために、連邦政府と州当局はどのような措置をとっていますか？特に、州間での居住施設の運営費の調整を確実にするために、どのような取り組みが行われていますか？
* 亡命希望者のための宿泊施設のアクセシビリティの状況と、移動能力に障害のある亡命希望者が、その人に適した宿泊施設のみに収容されるようにするための措置について、情報を提供してください。

**第19条　自立した生活及び地域社会への包容**

現在、多くの人、特に知的障害や心理社会的障害のある人は、**自宅、仕事、レクリエーション、社会との関係**などに関して、どのように生活したいかという点で、障害のない人と**同じような選択肢を持っていない**。**国が支援する居住様式として、法律上の根拠は一方的に入所施設に焦点を当てており、これが補助金を縛っている[[76]](#endnote-76)。2007年以降、施設で生活する障害のある人の数は**ジワジワと**増加している[[77]](#endnote-77)。**代替の居住の場や手ごろな価格のアクセス可能な住宅の利用の可能性は非常に制限されており、サービスもアクセスできないことが多い。

既存の支援メカニズムは、CRPD第19条の要件を満たしていない。連邦援助金（連邦障害保険）は、心理社会的または知的障害のある人が実際的には利用できないような構造になっている**[[78]](#endnote-78)**。近親者は介護者として認められない。また援助、支援機器、ケアのために提供される資金は、全体的に費用をカバーしておらず、ニーズを満たしていないことが多い。

選択肢を改善するために、一部の州では、機関やサービスに資金を提供するのではなく、個人に支給し、より柔軟な支援の仕組みへと移行している。ベルン州の試行事業では、独立した機関が家庭や職場で必要とされる支援を明確にし、それに基づいて支援サービスの年間予算を支払い、それを自由に選んで使えるようにしている**[[79]](#endnote-79)**。初期の結果は、様々な障害がある参加者の自己決定と選択の自由が大きく向上したことを示している。しかし他の州でもそうか**[[80]](#endnote-80)**、この制度の最終的な仕組みの下で、障害の程度や種類に関わらずすべての障害のある人に必要な選択の自由が実際に提供されるか否かは、現時点では不明である**[[81]](#endnote-81)**。

入所施設では、個人に合わせた、参加促進のためのニーズ評価、および施設内外での自主性と参加の保証が不十分であることがわかっている**[[82]](#endnote-82)**。施設分野の協会の国連CRPD行動計画には、特にこれらの分野での勧告が含まれている**[[83]](#endnote-83)**。

2018年6月には、社会政策に関する国民対話という団体が、「自立した生活」に関する複数年のプログラムの考え方を承認した**[[84]](#endnote-84)**。5分野で、現状報告、好事例の収集、必要な行動の決定が行われる。2019年11月には、2021年までの取り組みに関する決定がなされる。

* 連邦当局は、スイス連邦障害者リハビリテーション施設法(IFEG)とCRPD第19条の一般的意見に含まれる原則との整合性をどの程度まで見直す予定ですか？
* 連邦政府と州当局は、支援制度（特に支援補助金を含む）の相互調整と発展を確実にするために、どのような戦略をとっていますか？また、この点において、補助金制度の違いから生じる受益者の障壁をどのように除去していますか？
* 個人の家庭、仕事、教育、レクリエーションの場での経済的支援（それぞれの場でのニーズに基づく支援）という点で、通所と入所サービスの選択可能性と相まって、包括的な選択の自由が実際に存在することを保証するために、どのような行動がとられていますか？
* 連邦政府と州当局は、ニーズに応じた通院支援サービスの利用を促進するために、どのような措置をとっていますか？
* 施設入所者が自立生活や就労を実現するための積極的な支援を提供することによって退所を実現するために、どの州で具体的にどのような対策がとられていますか？
* 複数年の「自立した生活」プログラムの下で、どの程度までより包括的な試行事業を実施しますか、またそれは法的・戦略的基盤の変更につながりますか。

**第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会**

連邦政府の報告によると、「**アクセシビリティとデジタライゼーション**」の問題は、障害者政策の中でも特に重視されている**[[85]](#endnote-85)**。このように、連邦政府は、障害のある人が社会生活に参加するために、情報通信技術のアクセシビリティが重要であることを認識している。しかし、**公的機関**（連邦、州、および市町村のレベル）や助成金を受けている企業**のウェブサイト**の多くは、いまだにアクセシブルでなく、障害のある人が利用できないか、あるいは限られた方法でしか利用できない。調査によると、アクセシビリティの面では連邦政府は他のレベルの政府よりも優れているが、**連邦政府のウェブサイトでさえも法定の要件を満たしていない****[[86]](#endnote-86)**。例えば、情報は分かりやすい(easy-to-read)言葉や手話言語ではアクセスできない。音声ベースのビデオやファイルは、他の形式や字幕では利用できないことが多い。また、PDF形式のオンライン情報へのアクセスも不十分である。**民間企業のウェブサイト**も一般的にはアクセスできるように設計されておらず、DDA（障害者差別禁止法）の保護が不十分なため、適切な調整を行う必要がない（CRPD第5､9条を参照）。

多くの障害のある人は、**行政と直接コミュニケーションをとる際**に不利益に直面している。例えば、弱視の人や盲人あてに、外部の助けを借りないと理解できないような決定が出されることがある。当局との話し合いのための手話言語通訳や話し言葉の通訳の費用を負担することも珍しくない。

- ロールモデルとしての機能を超えて：**[[87]](#endnote-87)**連邦政府は、民間事業体もウェブサイトへのアクセスを確保する義務があることを保証するために、法律（DDA第6条/第8条(3)）の修正を計画していますか？民間事業者に公的契約を授与する際に、障害のある人のためのICTアクセシビリティが前提条件となっていますか。

- 障害のある人との円滑なコミュニケーションを確保する義務を法律に盛り込んでいる州はどこですか。州の職員は、障害のある人とのアクセシブルなコミュニケーションに関する研修を受けていますか？

**第22条　プライバシーの尊重**

初回締約国報告でスイスが仮定した**[[88]](#endnote-88)**のとは対照的に、障害のある人はプライバシーの尊重に関して特に保護を必要としている。これは特に施設で生活している人に当てはまる。さらに、障害のある人は、社会保険法の下で給付金を申請する際に、個人情報性の高いデータ（収入や資産、住居の状況、健康状態などに関するデータ）を開示しなければならない。この点では、給付金の受給資格とその額を決定するために真に必要とされるデータのみを収集することが不可欠であると思われる。

社会保険法の総則に関する連邦法（ドイツ語の略称：ATSG）の新しい規定、ATSG第43a条は、保険詐欺の疑いがある場合に、保険会社が受益者を監視することを認めている。この法的根拠により、影響を受けた人々の私的な領域への大規模な干渉が可能となる。例えば、一般市民がアクセス可能な場所にいる場合だけでなく、被疑者が個室にいる場合にも、公共の場所から見ることができる場合には、監視を受けることができる。新しい規定で作成された規範は、法の支配の原則にも違反している。例えば、画像や音声の録音には司法の判断は必要ない。保険会社は、自らの意思でそのような録音を注文することができる。この法的根拠に反対する国民投票は、2018年11月25日に64.7％の投票で国民によって否決された。

* 連邦政府と州は、障害に関連したデータを収集・処理する際に、人権侵害のリスクに特定の配慮がなされていることをどのように確認していますか？

**第24条　教育**

連邦政府の主張**[[89]](#endnote-89)**に反して、CRPD第24条に基づく、すべてのレベルでインクルーシブ教育システムを確保するための**法的基盤と戦略**は、国レベル（スイス連邦憲法、DDA、2018年障害者政策報告書参照）でも、州（州間）レベル（特別教育協約**[[90]](#endnote-90)**、および州の学校および州の特別教育の概念**[[91]](#endnote-91)**に関する州法参照）でも整備されていない。これはCRPD委員会が、スペインに関する調査（国連文書CRPD/C/20/3）、一般的意見第4号および総括所見で求めていることである。連邦政府は、義務教育（小学校）への統合に関しては権限がないとの見解を示し、「州を支援する措置」**[[92]](#endnote-92)**も控えている。インクルーシブ教育に関するUPR（普遍的・定期的審査）勧告**[[93]](#endnote-93)**が承認されたにもかかわらず、いわゆる統合教育の分野では、現在までのところ、インクルーシブな学校教育システムに向けた体系的かつ広範な構造的な変革は行われておらず、資源と人材が深刻に不足しており、多くの統合教育の取り組みは、厳格なコスト削減策の犠牲となっている**[[94]](#endnote-94)**。

いわゆる標準化された明確化プロセス**[[95]](#endnote-95)**の結果に基づいて、多くの州では、学校当局が、追加的な資源や子どもの「主な支援先」を決定している。特に知的障害、自閉症スペクトラム障害、心理社会的障害のある人たちは、決定時、あるいは後の段階（毎年の決定の見直し）で、特別支援学校での**分離の教育**を受けることになるのが常態化している**[[96]](#endnote-96)**。**統合的な環境**の中では、障害のある子どもや若者が教室で分離されることが多く、職業訓練への移行時を含め、必要な個別の専門的な支援が体系的に保証されていない**[[97]](#endnote-97)**。適切な配慮（特にいわゆる不利益補償を含む）やその資金調達は、教育制度のすべてのレベルにおいて、しばしば拒否されている。さらに、アクセシブルな**教育資源**が不足している。

通常の学校でも特別支援学校でも、知的障害のある子ども・生徒への支援は、保護者から、特に認知学習の目標に関して不十分とみなされることが多い。最大20歳まで十分な特別教育を受ける憲法上の権利は、しばしば制限されている**[[98]](#endnote-98)**。ろう児は、手話のできない教師による教育を受けていることが多く、その結果、読み書きの能力が平均より低い。

中等教育レベルⅡ以上の教育を修了した障害のある人の数が少ないという統計的証拠がある**[[99]](#endnote-99)**。スイス全土の障害のある子ども・若年者の学校教育に関する重要な統計が不足している。分離された環境で行われている義務教育の割合は、州によって異なることが明らかである。例えばベルン州では、2017年に「特別な教育が必要な生徒」の20％が統合教育を受けているが、80％は分離教育を受けている**[[100]](#endnote-100)**。

**連邦最高裁判所**は、CRPD第24条の義務の範囲を認識していない。最近の判決では、ダウン症の子どもの分離教育を承認し、特に、統合的な学校教育を受ける憲法上の権利はなく、また、国連CRPD第24条に基づくインクルーシブな教育は、連邦法の下で利用可能なものよりも広範な保証を提供するものではないとした**[[101]](#endnote-101)**。

最後に、最近、統合的教育に否定的な**報道**が増えており、特に少人数学級が必要だと示唆している**[[102]](#endnote-102)**。

* 連邦政府とスイス教育長会議（Swiss Conference of Cantonal Directors of Education EDK）は、インクルーシブな学校教育を受ける権利の保証、学校制度の大幅な構造改革（分離・隔離の廃止）、「特別教育」協約の改正など、CRPD第24条の意味での包括的な学校教育制度への戦略を考案するため、いつ、どのように取り組みますか？
* 州は、CRPD第24条を遵守するために、いつまでに、どのような方法（プロセス、内容）で教育分野の法律や「特別教育」の概念を見直しますか？
* 連邦政府、EDK、州は、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、分離的制度からの資源の転移をどのように計画していますか？それまでの間、州において統合的な措置がこれ以上削減されないようにするために、どのような手段を使いますか？
* 障害のある子どもや若者を隔離する決定に対抗し、隔離された学校の割合を減らすために、彼らに提供される支援の質を向上させ、20歳までに十分な特別教育を受ける権利を保証するために、そして個々のケースに応じた個別支援と合理的配慮を確保するために、早急にどのような措置が取られますか？
* 発表されたとおり新モデルの特別教育統計**[[103]](#endnote-103)**を速やかに公表し、障害のある子ども・青少年の就学に関する詳細な情報を提供し、それを統合（完全または部分的）または分離の正確な形態、就学レベル、機能障害の形態、年次変化、全体的な統合期間などによって分類してください。

**第25条　健康**

障害のある人は、**経済的な理由や保険が適用されないため治療を受けないことが多く[[104]](#endnote-104)**、重度の機能障害のある人は、基本的な医療を受けることは特に困難だと考えている**[[105]](#endnote-105)**。**強制加入の健康保険**では、費用対効果、効率性、有効性の基準は、特に利用決定に医療経済モデルが使われている場合には、障害のある人を差別する可能性を伴う。**任意健康保険や生命保険への加入**は、多くの場合、障害のある人は障害に関連するリスクの除外により公然と拒否されたり、制限される**[[106]](#endnote-106)**。

「**健康戦略2020**」も、これまでの分野別の健康戦略も、障害のある人の権利を確実には主流化していない**[[107]](#endnote-107)**。包括的な精神医療および精神療法の基本的なケアに関しては、さまざまな点で重大な欠点があることが調査で明らかになっている**[[108]](#endnote-108)**。

* 「健康戦略2020」の下で取られた施策のうち、どの施策が障害のある人の医療サービスへの平等なアクセスを具体的に改善したかを示してください。引き続く「健康戦略2030」では、障害のある人の権利の確実な主流化をどのように組み込みますか？
* 多くの研究や報告書には、精神保健の改善に関する勧告や結論が記載されており、その一部は連邦権限の範囲内であり、また特に州の権限も含まれる**[[109]](#endnote-109)**。数ある施策のうち現在までに実施されたのはどれですか。残りの措置はいつどのように実施されますか？
* 連邦政府は、すべての障害のある人のための任意健康保険および生命保険への平等なアクセスを保証し、費用対効果、効率性および有効性の基準に関連して障害のある人が差別されることを防ぐために、どのような措置を講じていますか？

**第27条　労働及び雇用**

現在までのところ、スイスには、第27条の義務を実施するための包括的な戦略も、職業訓練や職場でのインクルージョンを確保するための法的基盤もない。連邦政府の現在の取り組みは、孤立したまたは部分的な対策しかなく**[[110]](#endnote-110)**、連邦政府の障害保険のさらなる発展**[[111]](#endnote-111)**も全く不十分である。職業統合対策の有効性の正しい管理はなされておらず、連邦障害保険機関の二重の役割（年金の支払いと統合の確保）には問題がある。

障害のある人、特に心理社会的障害**[[112]](#endnote-112)**・知的障害のある人は、場合によっては**深刻な不利益に直面**している**[[113]](#endnote-113)**。2015年には、労働市場に参加しなかった人（「非活動的な人」）の割合は、障害のある人が障害のない人の2倍以上（27％対12.1％）であり、特に障害のある女性の割合が高かった。重度障害のある人では、2007年（45.2％）から低下していたが、50.7％に上昇した**[[114]](#endnote-114)**。**同時に、保護作業所で働く障害のある人（現在約25,000人）の数は、2007年から2013年の間に着実に増加した[[115]](#endnote-115)。**彼らは月給数百フランで、何種類かの社会保険給付に頼っている（訳注　1フラン＝約117円2021年2月）**[[116]](#endnote-116)**。

保護された労働市場から開放された労働市場への移行は、現在のところ非常にまれである**[[117]](#endnote-117)**。既存の連邦政府の障害保険の仕組み（一定期間のジョブコーチ、限定的な支援サービス、職業紹介）**[[118]](#endnote-118)**では、開放的な労働市場での就職に必要な支援が保証されているわけではない。社会保険法の中の阻害要因が状況をさらに複雑にしている。

**オープンな労働市場**で働く障害のある人は、申請手続きや解雇の場合の不利益や、職場での合理的配慮を拒否されるなどの不利益にも頻繁に直面している**[[119]](#endnote-119)**。男女平等に関する1995年3月24日のスイス連邦法(男女平等法､EqA､SR151.1)とは対照的に、DDAは私法上の雇用関係には適用されないため、障害のある男女への差別に対して特別な保護を提供していない**[[120]](#endnote-120)**。

**通常の職業訓練**の中で合理的配慮や支援が提供されるには、様々な問題がある**[[121]](#endnote-121)**。より重度の障害のある人のための配慮のある訓練の場はほとんどない。利用しやすい基礎的な職業訓練は、スイスの職業・専門教育・訓練法**[[122]](#endnote-122)**の下では認められておらず、一般的に、現在は低額の収入で将来の収入の見通し**[[123]](#endnote-123)**がある場合にのみ補助金が支給される。障害者団体の介入により、この懸念は職業訓練戦略2030に盛り込まれることになっている**[[124]](#endnote-124)**。

* 連邦政府は、省庁間の障害政策作業部会の中で、あるいは別の適切な機関の中で、CRPD第27条の包括的な実施のための省庁横断的な戦略をいつ策定しますか？
* 私法による雇用関係における差別に対する十分な保護のために、連邦政府はどのような措置を計画していますか**[[125]](#endnote-125)**？
* 条約の発効以来、連邦政府の障害保険年金受給からどれだけの人が労働市場に統合されたのか、性別に分類された情報を提供してください。
* 連邦政府と州は、公開労働市場への障害のある人（とくに現在保護的な労働市場で働く人や障害のある女性を含め）の参加を大幅かつ持続可能な方法で増やすために、どのような具体的対策を計画していますか？
* 保護作業所に雇用されている人に関する最新の統計を教えてください。また、現在、「インクルーシブな職場」と「適した職場(niche workplace)」の数（公共部門と民間部門の両方）、雇用の種類（有期・正社員、給与、支援期間）、「支援付き作業(accompanied work)」の分野でのニーズに応じた支援をどの程度強化するかについても、州ごとに詳細を提示してください**[[126]](#endnote-126)**。
* 特定の作業場で問題となっている労働条件に対処するために、州がどのような取り組みを行っているのか、また、そのような条件を知った場合にどのように対応しているのかを示してください。
* CESCR（経済・社会・文化的権利）委員会は、ドイツに対し、保護作業所で働く従業員の最低賃金の支払いを確保するよう勧告しました**[[127]](#endnote-127)**。スイスは、すべての障害のある労働者がその分野の標準的な給与（労働協約など）を受け取れるようにするために、どのような制度変更を検討していますか（例えば給与補助金など）**[[128]](#endnote-128)**。

**第28条　相当な生活水準及び社会的な保障**

スイスの社会保険は、国際的に比較すると、全体としては**障害のある人のための十分な社会的保障**を確保しているが、まだ**問題**がある。また、生活水準が高い一方で生活費も高い国であるため、特定のグループ、特に**生まれたときからの障害のある人や幼いときからの障害のある人**に提供される給付は、比較的少額である。2013年から2015年のスイスの障害のある人の**貧困リスク**は、障害のない人よりも**3.6%から5.4%**高く、「**重度障害の人**」の貧困リスクは、障害のない人よりも**11.4%から14.5%**高く、**2倍以上**である**[[129]](#endnote-129)**。**連邦政府はこの状況を認めている[[130]](#endnote-130)**が、2019-2024年の貧困防止計画では、見る限り、障害のある人については何ら言及もなく、焦点も当てられていない**[[131]](#endnote-131)**。

**社会保険制度内の以下の欠点**は、*特に*障害のある人を一層貧困リスクにさらしている。

スイスでは、**病気の結果としての収入の喪失を補償する強制的な社会保険**はまだない。従業員のかなりの割合が、いまだにそのような保護を受けていない。働き始めたときにすでに**健康に関連した特定の機能障害を患っていた人への給付金は、しばしば拒否されたり、期間が大幅に短縮されたりしている[[132]](#endnote-132)。**

経験上、スイスで障害保険給付を請求する人は、最終的に年金の決定が下されるまで（多くの場合、３～５年）、**数年に及ぶ手続きを予想しなければならない**。年金が遡って支給されたとしても、**その間に社会扶助給付を請求しなければならない**ことが多く、社会環境の中での屈辱的な汚名を被ることになる。

現在、州は、老齢保険、遺族保険、障害保険の補足給付に関連して、居住施設に入所する人の自己負担額を設定している。州によって非常に異なる規則が設けられている。毎月の個人負担額は、190.00フラン（1日6.25フラン）から536.00フラン（1日17.60フラン）の間で変動する。**これでは、スイスでは、居住施設で生活する人の基本的なニーズを賄うことができず、社会生活に有意義に参加することができない。**

* 連邦政府は、障害のある人の貧困と闘うために、どのような対策を講じていますか？連邦政府は、障害のある人が基本的なニーズを満たし、社会生活に有意義に参加できるだけの十分な財源を確保するために、どのような対策を講じていますか？
* 強制的な疾病給付保険を導入してスイスの社会保障法にある大きなギャップを埋めるために、連邦政府はどのような措置を講じる予定ですか？

**第29条　政治的及び公的活動への参加**

スイスでは、識別能力が永久に失われたために全般的後見人の対象となった人には選挙権がない**[[133]](#endnote-133)**。これは、特に心理社会的および知的障害のある人に影響を与えている。初回締約国報告(ISR)も障害者政策報告書**[[134]](#endnote-134)**も、この規則がCRPD第29条および第12条に適合していないことについてまったく言及していない。

連邦政府は、感覚障害のある人が利用しやすい住民投票／選挙の資料および情報の作成に関して、ある程度の進展を見せた**[[135]](#endnote-135)**が、分かりやすい版での投票情報の提供を含む試験的テストは却下された**[[136]](#endnote-136)**。多くの州で長期のテストが行われた後、追って通知があるまで電子投票は実施されず、次回の選挙や投票では利用できないことになっている**[[137]](#endnote-137)**。

* 連邦政府と州はいつになったら選挙権の排除に関する法律を廃止し、政治的権利行使のための意思決定を支援する専門的な組織を設置しますか？
* 電子投票の停止は、主要な対象グループの一つである障害のある人にとって、具体的にどのような意味がありますか？自律的な投票を確保しつつ、投票の秘密性を確保し、乱用を防ぐために、連邦政府と州は電子投票実施までの間、障害のある人にどのような選択肢を提供していますか。
* 連邦政府と州は、すべての障害のある人が国民投票・選挙情報に十分にアクセスできるようにするために、どのような方法をとりますか？

**第30条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加**

* スイスによる**マラケシュ条約**の批准と実施、およびスイス著作権法の修正はどうなっていますか？
* スイスはいつ、どの連邦法の中で、CRPD第30条の意味での**スイスの3つの手話言語とろう文化の承認**を行いますか？

**5. 特定の義務**

**第31条　統計及び資料の収集**

連邦政府は、障害のある人の状況に関する利用可能な統計データが「いくつかの重要な統計に限られている」ことを認め、**実施状況に関する包括的な描写を与えていない**ことを認めているが、国の報告に関連してさらなるデータを収集する計画はない**[[138]](#endnote-138)**。明らかになっている具体的な問題は、対象となっている人口（機会均等に関するデータは個人世帯に住む人だけを対象としている）、障害の医学的モデルが使われている場合がある（例：連邦障害保険統計）、対象グループ（例：障害のある子ども）、および問題（特に教育、労働力への統合など）が特に周辺的なこととして取り上げられていることなどである。人権に基づいたアプローチ、包括的なデータの分類、すべての州と市町村からのデータ収集、および様々なデータセットの実質的な調整が不足している。

* 障害のある人に関するデータ収集に関して、必要な人権に基づく見直しと拡大は、いつ、どのような行動を通じて、すべてのレベルで実施されますか？
* 既存の政策やプログラムの影響を測定するために、また、条約実施のための新しい政策やプログラムの影響を測定するために、障害のある人に関して使われるデータ、指標、目標基準に関する情報を提供してください。スイスは、ワシントン・グループの「障害に関する短い質問セット」をいつまでに実施する予定ですか？実施しない場合は、その理由を説明してください。

**第32条　国際協力**

CRPD第32条に関して、インクルージョン・ハンディキャップは、国際協力における障害のある人の権利のためのスイス連合による2019年7月25日の報告に全面的に同意する。（訳注　別途同連合からのパラレルレポートが提出されている）。

**第33条　国内での実施及び監視**

初回締約国報告で指摘されているように**[[139]](#endnote-139)**、スイスにおけるCRPDの実施を確実にするための現在の仕組みは、CRPD第33条の要件を満たしていない。連邦政府の障害者政策報告書は、協調性を向上させるための対策を提案しており**[[140]](#endnote-140)**、これは歓迎すべきことであるが、**深刻な欠点**が残っている。**州と市町村**には、CRPDを実施するための体制がほぼ完全に欠如している**[[141]](#endnote-141)**。**現在、チューリヒ州だけがCRPDに関連した問題の中央連絡先を持っている[[142]](#endnote-142)。**さらに、スイスには、**独立した人権機関がまだない**。初回締約国報告で言及されているスイス人権助言センター（Swiss Centre of Expertise in Human Rights SCHR）**[[143]](#endnote-143)**は、連邦政府によって運営されている分散型大学サービスネットワークである。SCHRは独立しておらず、要請に応じてのみ活動している。

* 連邦政府と州は、CRPD第33条(1)項に基づく中央連絡先が州レベルでも体系的に設置されるようにするために、どのような措置を講じていますか？
* パリ原則に基づき、CRPDに関する支援、保護、監督を行うことができる独立した監視機関の設立について、現状はどのようになっていますか？

（翻訳：佐藤久夫、岡本 明）

**6. 注**

1. Botschaft des Bundesrates zur Genehmigung des Übereinkommens vom 13. Dezember 2006 über die Rechte von Menschen mit Behinderungen vom 19. Dezember 2012 [Federal Council Dispatch of 19 December 2012 on the Approval of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities of 13 December 2006], Federal Gazette 2013 601, 602 (french version). See also in this regard Erster Bericht der Schweizer Regierung über die Umsetzung des Übereinkommens über die Rechte der Menschen mit Behinderungen vom 29. Juni 2016 [Initial Report of the Swiss Government of 29 June 2016 on the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, margin no. 6]. [↑](#endnote-ref-1)
2. In relation to the Behindertengleichstellungsgesetz (BehiG; SR 151.3) [Swiss Disability Discrimination Act (DDA; SR 151.3)] this is confirmed by the results of an assessment published in 2015 (only available in German): Theres Egger, Heidi Stutz, Jolanda Jäggi, Livia Bannwart and Thomas Oesch (BASS), Tarek Naguib and Kurt Pärli (ZHAW), Evaluation des Bundesgesetzes über die Beseitigung von Benachteiligungen von Menschen mit Behinderungen – BehiG, im Auftrag des Eidgenössischen Departements des Innern – Generalsekretariat GS-EDI/Eidgenössisches Büro für die Gleichstellung von Menschen mit Behinderungen EBGB [Assessment of the Swiss Federal Act on the Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities – DDA, commissioned by the Federal Department of Home Affairs – General Secretariat GS-FDHA/Federal Bureau for the Equality of Persons with Disabilities FBED], Bern, August 2015. [↑](#endnote-ref-2)
3. Erster Bericht der Schweiz zur UNO-BRK 2016 [Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016] (endnote 1), margin no. 2. [↑](#endnote-ref-3)
4. Bericht des Bundesrates vom 09. 05. 2018, Behindertenpolitik [Report of the Federal Council of 9 May 2018, Disability Policy], available at https://www.edi.admin.ch/edi/de/home/fachstellen/ebgb/politique-nationale-du-handicap.html. [↑](#endnote-ref-4)
5. See further the Disability Policy Report (endnote 4), p. 40 et seq. [↑](#endnote-ref-5)
6. See: https://www.staatskanzlei.bs.ch/nm/2019-kantonales-gesetz-ueber-die-rechte-von-menschen-mit-behinderungen-geht-an-den-grossen-rat-rr.html [↑](#endnote-ref-6)
7. See: https://sozialamt.zh.ch/internet/sicherheitsdirektion/sozialamt/de/behindertenrechte.html und <https://sozialamt.zh.ch/internet/sicherheitsdirektion/>sozialamt/de/behindertenrechte/

   koordinationsstelle.html. [↑](#endnote-ref-7)
8. Calls were already being made in 2013 for Switzerland to create a coherent disability policy: Lohr Postulate of 13 December 2013, 13.4245: https://www.parlament.ch/en/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaeft?AffairId=20134245. [↑](#endnote-ref-8)
9. Cf. DDA Assessment (endnote 2), p. 381. [↑](#endnote-ref-9)
10. See: <https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal>　/Treaty.aspx?CountryID=169&Lang=EN. [↑](#endnote-ref-10)
11. Switzerland rejected the recommendations concerning ratification of the Optional Protocol within the framework of the Universal Periodic Review 2017 (147.1 and 147.2, UN Doc. A/HRC/37/12 of 29.12.2017) on the following grounds (see UN Doc. A/HRC/22/11/Add.1, p. 3):

    „Switzerland ratifies human rights instruments which provide for individual communications to human rights treaty bodies on condition that experience exists with the instrument in question. Thus, the initial report, submitted in June 2016 by the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, requires consideration prior to ratification of the Optional Protocol. Such consideration has not yet been scheduled.“ [↑](#endnote-ref-11)
12. Bundesverfassung der Schweizerischen Eidgenossenschaft vom 18. April 1999 (BV; SR 101) [Federal Constitution of the Swiss Confederation of 18 April 1999 (Cst; SR 101)]. [↑](#endnote-ref-12)
13. Within Swiss law the terms disability and invalidity only partially overlap with each other. [↑](#endnote-ref-13)
14. Article 43bis Bundesgesetz vom 20. Dezember 1946 über die Alters- und Hinterlassenenversicherung (AHVG; SR 831.10) [Swiss Federal Act of 20 December 1946 on Old-Age and Survivors Insurance (OASIA; SR 831.10)]. [↑](#endnote-ref-14)
15. Cf. DDA Assessment (endnote 2), p. 271 et seq. [↑](#endnote-ref-15)
16. Swiss Centre of Expertise in Human Rights (SCHR), Access to Justice in Cases involving Discrimination, Summary Report, edited by Walter Kälin/Reto Locher, Bern 2015, https://www.skmr.ch/cms/upload/pdf/160526\_etude\_discrimination\_rapport\_synthese.pdf, Chapter II.4.6 and V.5, and Irene Grohsmann, Teilstudie 4: Behinderung – Juristische Analyse, https://www.skmr.ch/cms/upload/pdf/160526\_Teilstudie\_4\_Behinderung\_Juristische\_Analyse.pdf, Kap. IV. Also: The Right to Protection against Discrimination, Report of the Federal Council of 25 May 2016 pursuant to the Naef Postulate 12.3543 of 14 June 2012,

    https://www.ejpd.admin.ch/dam/data/bj/aktuell/news/2016/2016-05-25/ber-br-f.pdf, p. 11. [↑](#endnote-ref-16)
17. Application no. 40477/13, margin no. 52 et seq. [↑](#endnote-ref-17)
18. The Fourth Periodic Report of Switzerland on the Implementation of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights of 14 February 2018 concluded as follows (margin no. 42): "Since the self-standing prohibition on discrimination in the CRPD (Article 5(1)) is intended to apply to the legal system as a whole and is directly applicable, its clear formulation focused on a specific class of persons strengthens the rights of persons with disabilities in Switzerland. Assuming that a refusal to provide adequate facilities is equivalent to discrimination, it must in principle be assumed that protection against discrimination within the case law will be enhanced, in particular with reference to the previous practice of the Federal Supreme Court concerning duties associated with the prohibition on discrimination." [↑](#endnote-ref-18)
19. See https://www.bfs.admin.ch/bfsstatic/dam/assets/3962809/master. [↑](#endnote-ref-19)
20. For instance, the difference for vocational training amounted to CHF 170 million per year (223 vs. 390 million; FSIO 2018). See Bundesamt für Sozialversicherungen BSV, IV-Statistik 2018, T3.2.5, Mesures de réadaptation et mesures d’instruction AI en 2018, Montant de prestations par genre (not available online). [↑](#endnote-ref-20)
21. See on this matter the Disability Policy Report (endnote 4), p. 38. [↑](#endnote-ref-21)
22. For the most up-to-date available data, see Federal Statistical Office, demos newsletter no. 4 of 2010, Childern, https://www.bfs.admin.ch/bfs/en/home/statistics/economic-social-situation-population/equality-people-disabilities/disabilities.assetdetail.347521.html. Even the federal government recognises this serious shortcoming in its Disability Policy Report (endnote4),p.37et seq. [↑](#endnote-ref-22)
23. In 2015, 8,413 children and young persons with disabilities aged 0 – 19 were living in institutions for persons with disabilities whilst 1,896 were living in institutions for persons with psycho-social problems, see <https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/wirtschaftliche-soziale-situation-bevoelkerung/gleichstellung-menschen-behinderungen/behinderungen.assetdetail.6526714.html>. The vast majority were young persons aged between 15 and 19. In 2008, half of the children in institutions aged 0 – 14 had a intellectual disability demos newsletter, p. 6. [↑](#endnote-ref-23)
24. In 2012, there were estimated to be a total of around 150,000 children with disabilities aged 0 – 14 (no figures are however available on the numbers of young persons aged 14 – 18/19; cf. <https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/wirtschaftliche-soziale-situation-bevoelkerung/gleichstellung-menschen-behinderungen/behinderungen.html>.) [↑](#endnote-ref-24)
25. Data on the sexual victimisation of 15-year-old (regular public) school pupils with physical disabilities were only collected in 2014, see Katrin Mueller-Johnson/Manuel P. Eisner/Ingrid Obsuth, Sexual Victimization of Youth With a Physical Disability: An Examination of Prevalence Rates, and Risk and Protective Factors, in: Journal of Interpersonal Violence, 2014, p. 1–27, available at <https://goo.gl/SFNbCO>. [↑](#endnote-ref-25)
26. For instance, the "FOKUS" advanced training programme for teaching staff in order to provide support during teaching to children with ADHD, which has had positive results, is still largely unknown. The federal government now intends to raise awareness regarding the programme, see BZ Basel of 16 January 2019, p. 4. Concerning "FOKUS", see Markus P. Neuenschwander/Sara Benini, Schlussbericht für das Bundesamt für Gesundheit, FOKUS: Förderung von Kindern mit Verhaltensauffälligkeiten und Unaufmerksamkeit im Unterricht, 2016, p. 81, available at https://www.fhnw.ch/de/forschung-und-dienstleistungen/paedagogik/institut-forschung-und-entwicklung/zentrum-lernen-und-sozialisation/der-fokus-ansatz. [↑](#endnote-ref-26)
27. See further the Disability Policy Report (endnote 4), p. 37 et seq. which specifically refers *inter alia* to the enhancement of federal disability insurance rehabilitation measures. [↑](#endnote-ref-27)
28. Disability Policy Report (endnote 4), p. 38, stating that the publication of more comprehensive data is envisaged for 2019. [↑](#endnote-ref-28)
29. The demos newsletter no. 4 of 2010 only concluded that the increase in numbers in line with age is attributable to the emergence or exacerbation of certain impairments over time during childhood, but also to other factors such as "the exhaustion of families and the increasing difficulties in providing support at home" (p. 6). [↑](#endnote-ref-29)
30. For the efforts made in this area, see the Disability Policy Report (endnote 4), p. 37. [↑](#endnote-ref-30)
31. DDA Assessment (endnote 2), p. 373. [↑](#endnote-ref-31)
32. See the initial monitoring "Gesellschaft und Behinderung", 2016, <https://www.proinfirmis.ch/fileadmin/pdf/Studien/170511_D_Teilhabe_Management_Summary.pdf>. [↑](#endnote-ref-32)
33. DDA Assessment (endnote 2), p. 375. [↑](#endnote-ref-33)
34. For instance, as far as is apparent, women with disabilities were not mentioned at any point in the media reporting concerning the women's strike held on 14 June 2019, even though they were politically present at the events. [↑](#endnote-ref-34)
35. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 44. [↑](#endnote-ref-35)
36. Evaluationsbericht des Behindertengleichstellungsgesetzes, Kurzfassung, Arbeitsgemeinschaft BASS/ZHAW, Theres Egger/Jolanda Jäggi et al., 2015, available at: https://goo.gl/qxobgZ (visited on 4 August 2017), p. 14 et seq. [↑](#endnote-ref-36)
37. Thus, more up-to-date figures show that in 2017 only 35% (as stated by the Federal Office of Transport in its media release of 11 May 2017, available at https://goo.gl/Lbhj9b) – and not 50% (Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 47) – of railway stations are accessible to persons with disabilities. The assertion that 80%-90% of communications systems and ticket vending facilities had been adjusted before the expiry of the relevant deadline in 2013 must be taken with a pinch of salt. This may only be the case, if at all, for rail travel. [↑](#endnote-ref-37)
38. Swiss television has also reported on the inadequate accommodation of bus stops in Switzerland, see the "Schweiz Aktuell" programme broadcast of 31 March 2017, available at https://goo.gl/rH5ISX and the "10vor10" programme broadcast of 11 May 2017, available at https://goo.gl/Kv1tnx. [↑](#endnote-ref-38)
39. See also the comments concerning Article 5 CRPD, p.Fehler! Textmarke nicht definiert. et seq. [↑](#endnote-ref-39)
40. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 50. [↑](#endnote-ref-40)
41. See *inter alia* the article published on 21 March 2017 in the daily newspaper 24heures (in French) https://goo.gl/WROiZ8. [↑](#endnote-ref-41)
42. SCD 138 I 475 consid. 3.3.1 and 3.3.2 p. 480 et seq. and concerning this matter Markus Schefer/ Caroline Hess-Klein, Behindertengleichstellungsrecht, Bern 2014, p. 298 et seq. [↑](#endnote-ref-42)
43. Application no. 40477/13, margin no. 16, 47, 52 et seq. [↑](#endnote-ref-43)
44. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 53. [↑](#endnote-ref-44)
45. Christian Schwarzenegger, Schwangerschaftsabbruch in der Spätphase – Kriminologische und rechtsdogmatische Perspektiven, in: Brigitte Tag (ed.), Lebensbeginn im Spiegel des Medizinrechts, Beiträge der 2. Tagung der Medizinrechtslehrerinnen und Medizinrechtslehrer 2010 in Zurich, Baden-Baden 2011, p. 151-185, p. 164. [↑](#endnote-ref-45)
46. See Bundesamt für Bevölkerungsschutz BABS, Bericht zur Zukunft der Alarmierungs- und Telekom-munikationssysteme für den Bevölkerungsschutz, 29 September 2017, https://www.newsd.admin.ch/newsd/message/attachments/50628.pdf. For cost reasons, the alerting via SMS and cell broadcasting (in addition to siren alarms and radio messages) is to be postponed for the time being (pp. 32 f.) despite awareness of the need for accessibility (pp. 15, 26). However, the development of the Alertswiss app is to be welcomed, https://www.alert.swiss/en/app.html. [↑](#endnote-ref-46)
47. However, the Federal Council Dispatch on the CRPD made the assumption that, following the revision of the law on guardianship, the shift in perspective required under the CRPD from substitute decision-making to supportive decision-making had been implemented within national law: Dispatch on the Approval of the UN CRPD (endnote 1), p. 630. [↑](#endnote-ref-47)
48. On this position within the literature see Walter Boente, Zürcher Kommentar Band I der Erwachsenenschutz, Die eigene Vorsorge und Massnahmen von Gesetzes wegen Art. 360-387 ZGB, 1st edition, Zurich/Basel/Geneva 2015: Vorbemerkungen zu Art. 360-373 ZGB, margin no. 144, referring to Helmut Henkel, Basler Kommentar Zivilgesetzbuch Band I Erwachsenenschutz, 5th edition, Zurich/St.Gallen2014:Begleitbeistandschaft,Art.393,margin no7 [↑](#endnote-ref-48)
49. See Boente (endnote 48), Vorbemerkungen zu Art. 360-373 ZGB, margin no. 143. [↑](#endnote-ref-49)
50. See the figures published by the Conference of the Child and Adult Protection Authorities [Konferenz der Kinder- und Erwachsenenschutzbehörden, KOKES]: 14,210 (2016) / 13,014 (2017) general, 8,611 (2016) / 8,776 (2017) assistance, 58,718 (2016) / 64,418 (2017) representation and 1,572 (2016) / 1,716 (2017) advisory guardianships; available at https://www.kokes.ch/application/files/3215/3621/8542/KOKES-Statistik\_Vergleich\_2016-2017\_Erwachsene.pdf. [↑](#endnote-ref-50)
51. Report of the Federal Council of 29 March 2017, Erste Erfahrungen mit dem neuen Kindes- und Er-wachsenenschutzrecht: Bericht des Bundesrates in Erfüllung der Postulate 14.3776, 14.3891, 14.4113 und 15.3614, available at https://www.bj.admin.ch/dam/data/bj/gesellschaft/gesetzgebung/kesr/ber-br-d.pdf, p. 76 and 15. [↑](#endnote-ref-51)
52. Media release of the Federal Office of Justice of 6 May 2019 concerning the establishment of the working group: https://www.admin.ch/gov/fr/accueil/documentation/communiques.msg-id-74922.html. [↑](#endnote-ref-52)
53. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 63. [↑](#endnote-ref-53)
54. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 64. [↑](#endnote-ref-54)
55. It is clear from a recent judgment of the Federal Administrative Court that this can be of existential significance even for organisations for persons with disabilities, which have standing to file complaints as associations. The complainant (Inclusion Handicap) was ordered to pay party costs of CHF 252,000. It had complained that the design of the 62 double-decker trains newly procured by the Swiss Federal Railways infringes the provisions of legislation on equality for persons with disabilities in 15 points and does not guarantee their autonomous access. The appeal is currently pending before the Federal Su-preme Court. See Judgment of the Federal Administrative Court Judgment A-359/2018 of 20 november 2018, https://www.bvger.ch/dam/bvger/de/dokumente/2018/11/Urteil%20A-359-2018.pdf.download.pdf/A-359-2018\_WEB.pdf, and media release of Inclusion Handicap of 10 january 2019, Trains duplex grandes lignes des CFF: Recours porté devant le Tribunal fédéral, La loi exige des trains sans obstacles,

    https://www.inclusion-handicap.ch/admin/data/files/asset/file\_fr/519/cp\_trains-duplex\_recours\_v\_1\_0\_08012018.pdf?lm=1547059831. [↑](#endnote-ref-55)
56. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 68-73. [↑](#endnote-ref-56)
57. Jürg Gassmann, Wirksamkeit des Rechtsschutzes bei psychiatrischen Zwangseinweisungen in der Schweiz, expert report on behalf of the Federal Office of Public Health(FOPH),Winterthur2011. [↑](#endnote-ref-57)
58. Gassmann (endnote 57), p. 27 et seq. [↑](#endnote-ref-58)
59. An analysis carried out by the Swiss Centre of Expertise in Human Rights (SCHR) in June 2013 concluded that the new provisions of the Swiss Civil Code on care-related hospitalisation (CRH) and compulsory treatment "largely" comply with the requirements of the European Convention on Human Rights (ECHR). However, the SCHR criticises the fact that CRH may be ordered without a prior medical examination. The SCHR analysis is available at https://goo.gl/73ajgT. [↑](#endnote-ref-59)
60. Cf. in contrast thereto Article 372(2) SCC. [↑](#endnote-ref-60)
61. Gassmann (endnote 57). [↑](#endnote-ref-61)
62. See for example the services offered by the Rheinleben Foundation in Basel-Stadt, available at https://www.rheinleben.ch/, which has the mission of improving the lives of persons with psychosocial impairments, in particular by providing care, guidance and support outside of psychiatric clinics and by incorporating such persons into a social environment. [↑](#endnote-ref-62)
63. Bundesgesetz vom 30. September 2011 über die Forschung am Menschen [Swiss Federal Act of 30 September 2011 on Research Involving Human Beings], SR 810.30. [↑](#endnote-ref-63)
64. Committee against Torture, Concluding observations on the seventh periodic report of Switzerland, advance, unedited version, CAT/C/CHE/7, CAT/C/SR.1336 et 1339, 13 August 2015, available at https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G15/201/51/PDF/G1520151.pdf?OpenElement . [↑](#endnote-ref-64)
65. Botschaft des Bundesrates zum Bundesgesetz über die Forschung am Menschen vom 21. Oktober 2009 [Dispatch of the Federal Council of 21 October 2009 concerning the Federal Act on Research Involving Human Beings], Federal Gazette 2009 8045, 8113. [↑](#endnote-ref-65)
66. https://www.nkvf.admin.ch/nkvf/de/home/die-nkvf.html. [↑](#endnote-ref-66)
67. See for instance the study on the situation of 15-year-old girls and boys with disabilities in Switzerland, conducted by Katrin Mueller-Johnson/Manuel P. Eisner/Ingrid Obsuth, Sexual Victimization of Youth with a Physical Disability: An Examination of Prevalence Rates, and Risk and Protective Factors, in: Journal of Interpersonal Violence of 28 May 2014, available at https://goo.gl/JEkZ8D. [↑](#endnote-ref-67)
68. On the lack of drop-in centres and specialist units for sexual violence that have specific expertise in relation to persons with disabilities as victims of violence, see Christoph Urwyler et al., Bestandesaufnahme der Anlauf- und Fachstellen sexuelle Gewalt: Bericht zuhanden des Auftraggebers (Arbeitsgruppe Charta Prävention),2014,p.42et seq., available at <https://goo.gl/hj4f9c>. [↑](#endnote-ref-68)
69. Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Erwachsenenschutz, Personenrecht und Kindesrecht) vom 28. Juni 2006 [Dispatch on the Amendment of the Swiss Civil Code (Adult Protection Law, Law of Persons and Law of Children) of 28 June 2006, Federal Gazette 6635, 6703]; available at https://goo.gl/AoDfam. [↑](#endnote-ref-69)
70. Some criticism has been voiced within the legal literature: Walter Boente, Zürcher Kommentar Band I der Erwachsenenschutz, Die eigene Vorsorge und Massnahmen von Gesetzes wegen Art. 360-387 ZGB, 1st edition, Zurich/Basel/Geneva 2015, Article 360 margin no. 210 and Article 378 margin no. 92 et seq.; Daniel Rosch, Article 426, margin no. 14a, in: Daniel Rosch/Andrea Büchler/Dominik Jakob (eds.), Das neue Erwachsenenschutzrecht: Einführung und Kommentar zu Art. 360ff. ZGB und VBVV, 2nd edition, Basel 2015. [↑](#endnote-ref-70)
71. Bundesgesetz vom 17. Dezember 2004 über Voraussetzungen und Verfahren bei Sterilisationen (Sterilisationsgesetz) [Swiss Federal Act of 17 December 2004 on the Prerequisites and Procedures Applicable to Sterilisations (Sterilisation Act)]; SR 211.111.1. [↑](#endnote-ref-71)
72. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 86. [↑](#endnote-ref-72)
73. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 88. [↑](#endnote-ref-73)
74. Cf. Article 2(2) and Article 10(2) as well as Article 13 of the Bundesgesetzes vom 6. Oktober 2006 über Ergänzungsleistungen zur Alters-, Hinterlassenen- und Invalidenversicherung (ELG) [Swiss Federal Act of 6 October 2006 on Benefits Supplementary to the Old Age, Survivors’ and Disability Insurance (SBA)]; SR 831.30. [↑](#endnote-ref-74)
75. Article 21 of the Bundesgesetz vom 6. Oktober 2006 über Ergänzungsleistungen zur Alters-, Hinterlassenen- und Invalidenversicherung (ELG) [Swiss Federal Act of 6 October 2006 on Benefits Supplementary to the Old Age, Survivors’ and Disability Insurance (SBA)]; SR 831.30. [↑](#endnote-ref-75)
76. See Bundesgesetz über die Institutionen zur Förderung der Eingliederung von invaliden Personen [Swiss Federal Act on Institutions for the Rehabilitation of Persons with a Disability] (SR 831.26), which obliges the cantons to guarantee that persons on invalidity benefit resident within their territory have access to institutions that reasonably meet their needs (Article 2). [↑](#endnote-ref-76)
77. In 2015 there were 44,308 (not including old-age homes), cf. <https://www.bfs.admin.ch/bfsstatic/dam/assets/3962801/master>. [↑](#endnote-ref-77)
78. On the prerequisites for receiving a federal assistance contribution, see the Federal Disability Insurance information sheet, <https://www.ahv-iv.ch/p/4.14.f>. [↑](#endnote-ref-78)
79. Cf. https://www.participa.ch/fr/modele-bernois/projet-pilote/. [↑](#endnote-ref-79)
80. There are for instance regulations stipulating that only an institution may be considered as residential accommodation for a person requiring a certain level of support. [↑](#endnote-ref-80)
81. See further the media release of the Canton of Bern as well as the Cantonal Conference on Disabled Persons held in Bern on 15 July 2019, available at <https://www.be.ch/portal/fr/index/mediencenter/medienmitteilungen.meldungNeu.html/portal/fr/meldungen/mm/2019/07/20190705_0940_das_konzept_zur_behindertenhilfeimkantonbernsteht> and <https://www.kbk.ch/news/berner-modell-kbk-wird-vorschlaege-vertieft-pruefen.html>. [↑](#endnote-ref-81)
82. Daniel Oberholzer/Regina Klemenz/Matthias Widmer/Claudia Oberholzer/Marion Fleisch/Ingo Hauser, Subjekt- und teilhabebezogene Leistungsbemessung in der Behindertenhilfe, Schlussbericht 2014, available at https://irf.fhnw.ch/handle/11654/24877 . [↑](#endnote-ref-82)
83. On the action plan see <https://www.plandaction-cdph.ch/fr/>, targets 14 to 17. [↑](#endnote-ref-83)
84. Eidgenössisches Departement des Innern EDI, Programm „Selbstbestimmtes Leben“ (2018 – 2021), 22.06.2018, Konzept [Federal Department of Home Affairs FDHA, "Living Independently" programme (2018 – 2021), 22 June 2018, Concept], available at <https://www.edi.admin.ch/dam/edi/fr/dokumente/gleichstellung/bericht/Konzept%20Programm%20Selbstbestimmtes%20Leben.pdf.download.pdf/Programme%20autonomie.pdf>. [↑](#endnote-ref-84)
85. Disability Policy Report (endnote 4), p. 52 et seq. [↑](#endnote-ref-85)
86. See further Dungga Angelina/Weissenfeld Katinka, Rapport d'évaluation plan d'action e-Accessibility 2015-2017 du 30 juin 2018, https://www.edi.admin.ch/dam/edi/fr/dokumente/gleichstellung/infomaterial/Evaluationsbericht%20Aktionsplan.pdf.download.pdf/Condons%C3%A9%20Plan%20d'action%20E-Accessibility%202015-2017.pdf, p. 4. [↑](#endnote-ref-86)
87. See Disability Policy Report (endnote 4), p. 53. [↑](#endnote-ref-87)
88. Initial Report of Switzerland concerning the UNCRPD 2016 (endnote1), margin no.120 et seq. [↑](#endnote-ref-88)
89. See currently the answer of the Federal Council to the question put by Thomas Ammann 18.4116 of 29 November 2018, school integration of children with intellectual disabilities, Section 2, available at https://www.parlament.ch/en/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaeft?AffairId=20184116. [↑](#endnote-ref-89)
90. This only provides for a conditional preference in favour of integration versus separation, cf. the wording of Article 2(b): "integrative solutions are to be preferred over separation solutions, taking account of the welfare and developmental possibilities of the child or young person and also taking account of the schooling environment and organisation." [↑](#endnote-ref-90)
91. Available at <https://www.csps.ch/fr/themes-de-la-pedagogie-specialisee/cadre-legal-et-financier/concepts-cantonaux>. [↑](#endnote-ref-91)
92. Answer of the Federal Council to the question put by Thomas Ammann 18.4116 of 29 November 2018, Section 4. [↑](#endnote-ref-92)
93. See the recommendations to it supported by Switzerland within the UPR Switzerland 2017, UN doc. A/HRC/WG.6/28/L.7, paras. 146.105 – 146.107 and 146.71. [↑](#endnote-ref-93)
94. See for example in the canton of Berne: Berner Zeitung vom 25. Oktober 2017, Berufsverband Bildung warnt vor Sparmassnahmen, https://www.bernerzeitung.ch/region/kanton-bern/berufsverband-bildung-warnt-vor-sparmassnahmen/story/31327005 . [↑](#endnote-ref-94)
95. See <http://www.edk.ch/dyn/28067.php>. However, even in the 16 cantons that have acceded to the Special Pedagogy Concordat, the procedure is not applied to all schooling decisions. Furthermore, the procedure does not appear to be unproblematic in terms of content. [↑](#endnote-ref-95)
96. The federal government even lists the special schools and small classes as schooling locations before the regular classes, see Disability Policy Report (endnote 4), p. 24. "For the purpose of interpreting Article 24 UN CRPD", it refers to the DDA and to the basic preference in favour of integration and its conditions; ibid. (only in German version), p. 26. Regarding the latter, see also endnote 90. [↑](#endnote-ref-96)
97. See Federal Supreme Court Judgment 141 I 9 of 4 December 2014 (in particular recital 4). The canton refused to pay the total cost of personal assistance to integrate a child with Asperger autism into mainstream school. The Federal Supreme Court approved the appeal. [↑](#endnote-ref-97)
98. Cantonal concepts and practices still point towards an understanding (such as e.g. the concept of special schooling in the Canton of Zurich of 2012, https://vsa.zh.ch/internet/bildungsdirektion/vsa/de/schulbetrieb\_und\_unterricht/sonderpaedagogisches0/sonderschulung/\_jcr\_content/contentPar/downloadlist\_0/downloaditems/48\_1352908055613.spooler.download.1392196475459.pdf/hr\_sonderschulung.pdf , p. 17) under which education is considered to be sufficient if it enables the individual concerned to perform work in a segregated workplace setting. In judgment 2C\_927/2017 of 29 October 2018, the Federal Supreme Court considered the official decision to terminate the schooling of a young woman with disability before she completed the age of 20 to be discriminatory. [↑](#endnote-ref-98)
99. https://www.bfs.admin.ch/bfs/en/home/statistics/economic-social-situation-population/equality-people-disabilities/education-training.html . [↑](#endnote-ref-99)
100. Regierungsrat des Kantons Bern, Sonderpädagogik [Government of the Canton of Berne, special education]: Bericht des Regierungsrates an den Grossen Rat, Sitzung vom 9. Januar 2018, S. 6, available at https://edudoc.ch/record/130123. According to the report, the proposed reorganization of special education does not intend to fundamentally change this proportion. [↑](#endnote-ref-100)
101. Cf. Federal Supreme Court (2017): Judgment 2C\_154/2017 of 23 May 2017. [↑](#endnote-ref-101)
102. Cf. among many: Comment SonntagsZeitung from 27.4.2019, editorial by A. Rutishauser, https://www.tagesanzeiger.ch/sonntagszeitung/es-braucht-wieder-kleinklassen/story/22020053, more differentiated: Article in the Beobachter of 11 October 18, B. Homann/C. Schmid, https://www.beobachter.ch/bildung/schule/integrative-schule-die-qualitat-der-volksschule-ist-gefahr, SRF 1-Forum of 23 May 2019: https://www.srf.ch/radio-srf-1/radio-srf-1/integrative-schule-am-ende-umgang-mit-radau-schuelern-braucht-es-wieder-kleinklassen. [↑](#endnote-ref-102)
103. See Disability Policy Report (endnote 4), p. 26. [↑](#endnote-ref-103)
104. https://goo.gl/N2yyeK. [↑](#endnote-ref-104)
105. This in comparison to four other service categories, cf. https://goo.gl/R0dWV6. [↑](#endnote-ref-105)
106. The federal government does not appear to recognise these failures inherent in the system, see Disability Policy Report (endnote 4), p. 29 et seq. [↑](#endnote-ref-106)
107. See Eidgenössisches Departement des Innern EDI, Die gesundheitspolitischen Prioritäten des Bundesrates vom 23. Januar 2013 (Strategie Gesundheit 2020) [Federal Department of Home Affairs FDHA, The Health Policy Priorities of the Federal Council of 23 January 2013 (Health Strategy 2020)], https://www.bag.admin.ch/dam/bag/en/dokumente/nat-gesundheitsstrategien/gesundheit2020/g2020/bericht-gesundheit2020.pdf.download.pdf/report-health2020.pdf. This despite the statement that healthcare services should remain affordable and accessible for sick, disabled and socially disadvantaged persons as well (p. 9). Persons with disabilities are only explicitly mentioned in relation to communication barriers within the partial project on the "Development of Strategic Foundations for the Removal of Health Inequalities". [↑](#endnote-ref-107)
108. Büro BASS, Versorgungssituation psychisch erkrankter Personen in der Schweiz, study carried out on behalf of the Federal Office of Public Health, Health Strategies Department, National Health Policy Section, 21 October 2016, available at https://goo.gl/UVCbir. [↑](#endnote-ref-108)
109. OECD, Mental Health and Work in Switzerland, 2014, https://goo.gl/MwdfiA; BAG, Psychische Gesundheit in der Schweiz – Bestandesaufnahme und Handlungsfelder, Bericht im Auftrag des Dialogs Nationale Gesundheitspolitik, May 2015, available at https://gesundheitsfoerderung.ch/assets/public/documents/de/5-grundlagen/publikationen/psychische-gesundheit/Bericht\_Psychische\_Gesundheit\_in\_der\_Schweiz\_-\_Bestandsaufnahme\_und\_Handlungsfelder.pdf; BAG, Beabsichtigte Massnahmen zur psychischen Gesundheit in der Schweiz, Bericht in Erfüllung des Postulats der Kommission für soziale Sicherheit und Gesundheit des Ständerats (SGK-SR) 13.3370 of 3 May 2013, 16 November 2016, https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/strategie-und-politik/politische-auftraege-und-aktionsplaene/politische-auftraege-im-bereich-psychische-gesundheit/postulat-massnahmen-im-bereich-psychische-gesundheit.html; GDK, Leitfaden zur Psychiatrieplanung von 2008, Bericht der Arbeitsgruppe „Spitalplanung“, July 2008, available at https://goo.gl/2pNMER; Socialdesign AG, Schlussbericht, Bundesamt für Gesundheit, Zukunft Psychiatrie: Kantonale Psychiatriekonzepte und ihre Umsetzung: Eine Bestandsaufnahme, June 2012, available at https://goo.gl/pSN6zI; BAG, Die Zukunft der Psychiatrie in der Schweiz: Bericht in Erfüllung des Postulats von Philipp Stähelin, 10.3255, 2016, https://goo.gl/wwLycB; Monitoringbericht „Psychische Gesundheit in der Schweiz“ des Schweizerischen Gesundheitsobservatoriums, 2012, https://goo.gl/d0fqfV. According to the FOPH, the 2012 report on the future of psychiatry laid the groundwork for the 2016 report. [↑](#endnote-ref-109)
110. Handlungsansätze AMK [Implementation strategies of the Conference on Labour Market Integration] of 21 december 2017, available at https://www.bsv.admin.ch/dam/bsv/fr/dokumente/iv/andere/Nationale%20Konferenz%20III%20vom%2021.12.2017/Handlungsansaetze.pdf.download.pdf/Pistes\_d\_action\_etat\_au\_21122017.pdf, and Programm «Gleichstellung und Arbeit» [programme "Equality and Work"], see Section 4.2.1 of the Disability Policy Report (endnote 4). Alongside (non-legal) measures to improve equality for public employees, the latter is mainly intended to inform private companies about potential "equality initiatives" within their companies and to encourage them to implement such initiatives on a voluntary basis. [↑](#endnote-ref-110)
111. See further https://www.inclusion-handicap.ch/de/politique/developpement-continu-de-lrai/mesures-de-readaptation-professionnelle-383.html. [↑](#endnote-ref-111)
112. See e.g. also Niklas Baer/Ulrich Frick/Sarah Auerbach/Monica Basler, «Der tägliche Wahnsinn». Psychisch auffällige Mitarbeitende und ihr Problemverlauf aus Sicht von Deutschschweizer Führungskräften, Liestal/Cologne/Lucerne 2017, p. 32, available at https://goo.gl/DcJVJP. [↑](#endnote-ref-112)
113. DDA Assessment (endnote 2), p. 191(d). [↑](#endnote-ref-113)
114. See https://www.bfs.admin.ch/bfs/fr/home/statistiques/situation-economique-sociale-population/egalite-personnes-handicapees/activite-professionnelle/participation-marche-travail.assetdetail.3962809.html . For women with disabilities, the proportion of inactive persons in 2015 was 30.2%, for men with disabilities 22.4%. Inactive persons include persons in education, housewives/-husbands, pensioners and "other inactive persons". Unemployed persons are counted as active persons. Finally, only persons living in a private household were included in the statistics. [↑](#endnote-ref-114)
115. Current figures from the umbrella association of institutions INSOS, to the number of persons: https://www.insos.ch/themes/domaines/domaine-monde-du-travail/; the most recent FISO figures on the number of persons (around 18,000) and the development since 2007 relate to 2013: https://www.bfs.admin.ch/bfs/fr/home/statistiques/situation-economique-sociale-population/egalite-personnes-handicapees/activite-professionnelle/emploi-protege.assetdetail.275275.html. [↑](#endnote-ref-115)
116. For clarifications on how salaries in sheltered workshops are determined along with corresponding recommendations, see INSOS, Löhne in Unternehmen der beruflichen Integration (Werkstätte), 30 October 2018, https://www.insos.ch/assets/Publikationen/recommandations-salaires.pdf. [↑](#endnote-ref-116)
117. See Wirkungsbericht Behindertenpolitik im Kanton St. Gallen, 2018, p. 52 et seq. https://www.sg.ch/gesundheit-sozia-les/soziales/behinderung/behindertenpolitik/\_jcr\_content/Par/sgch\_downloadlist/DownloadListPar/sgch\_download.ocFile/Wirkungsbericht%20Behindertenpolitik.pdf, Tarek Naguib, Sylvie Johner-Kobi, Fiona Gisler (ZHAW), Handlungsbedarf aufgrund der UNO-Behindertenrechtskonvention im Kanton Zürich, Studie im Auftrag der Behindertenkonferenz Kanton Zürich und finanziert vom Kantonalen Sozialamt, Winterthur, Juli 2018, p. 72, https://www.bkz.ch/fileadmin/bkz.ch/public/UNO-BRK/BRK\_Studie\_ZH\_Schlussbericht.pdf. For instance, between 2014 and 2016 only 34 persons transitioned directly from a protected job in the secondary labour market to the primary market in the Canton of St. Gallen, whilst a further 4 persons transitioned from an integrated workplace. (In 2016, 2,212 persons were working in protected workplaces in the supplementary labour market, see p. 39). [↑](#endnote-ref-117)
118. On job coaching according to InvIA see FSIO circular on integration measures, https://sozialversicherungen.admin.ch/fr/d/6416/download, p. 17, and FSIO circular on integration measures of a professional nature, https://sozialversicherungen.admin.ch/fr/d/6396/download, number 9; on the assistance contribution, see also art. 19 CRPD. [↑](#endnote-ref-118)
119. See further the DDA Assessment (endnote 2), p. 340. On the frequently discriminatory effect of the way recruitment processes are conducted and the attitude of HR managers, see for example Wirkungsbericht Behindertenpolitik im Kanton St. Gallen, 2018, p. 52. On employment statistics for persons with disabilities, including also terms of employment and quality of life at work, see https://www.bfs.admin.ch/bfs/fr/home/statistiques/situation-economique-sociale-population/egalite-personnes-handicapees/activite-professionnelle.html. [↑](#endnote-ref-119)
120. See further also Article 5 CRPD, p. 8 et seq. [↑](#endnote-ref-120)
121. DDA Assessment (endnote 2), p. 152. [↑](#endnote-ref-121)
122. This is regulated in the InvIA and is explicitly intended solely as preparation for "auxiliary work" or work "in a protected workshop", see Article 16(2)(a) InvIA, https://www.admin.ch/opc/fr/classified-compilation/19590131/index.html. [↑](#endnote-ref-122)
123. See the answer of the Federal Council to the Flach motion, <https://www.parlament.ch/en/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaeft?AffairId=20183684>. [↑](#endnote-ref-123)
124. Thus, "innovative practice-based concepts on the integration of disadvantaged groups" are to be developed, including for persons with disabilities as well: <https://formationprofessionnelle2030.ch/fr/vision-et-lignes-d-action>. [↑](#endnote-ref-124)
125. Especially since the programme "Gleichstellung und Arbeit" ["Equality and Work"] explicitly does not involve the expansion of legal protection, but rather increasing knowledge and awareness "in accordance with the report on 'Protection against Discrimination' (see Disability Policy Report (endnote 4), p. 47), the Federal Council having declared, however, that it will thoroughly examine the recommendations of the SCHR on ensuring equality for persons with disabilities in the context of the Disability Policy Report (BR-Bericht Zugang zur Justiz in Diskriminierungsfällen [Report of the Federal Council on Access to Justice in Cases Involving Discrimination], (endnote 16), p. 18). [↑](#endnote-ref-125)
126. "Living Independently" programme (2018-2021) (endnote 84), p. 8. [↑](#endnote-ref-126)
127. Committee of Economic Social and Cultural Rights, Concluding observations on the sixth periodic report of Germany, UN doc. E/C.12/DEU/CO/6 of 27 November 2018, paras. 34, 35. [↑](#endnote-ref-127)
128. Cf. concluding observations CESCR e.g. Serbia & Montenegro 2005. [↑](#endnote-ref-128)
129. Federal Statistical Office, Lebensstandard von Menschen mit und ohne Behinderungen, 2017, available at https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/kataloge-datenbanken/tabellen.assetdetail.3962813.html. [↑](#endnote-ref-129)
130. Opinion in relation to the question by Schenker Silvia (17.3833), Augmentation alarmante du nombre de personnes handicapées touchées par la pauvreté, https://www.parlament.ch/fr/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaeft?AffairId=20173833. [↑](#endnote-ref-130)
131. FSIO, Plan de réalisation de la Plateforme nationale contre la pauvreté : mesures de prévention de la pauvreté 2019-2024, <https://www.newsd.admin.ch/newsd/message/attachments/53572.pdf>. [↑](#endnote-ref-131)
132. Cf. Report of the Federal Council of 30 September 2009, Evaluation und Reformvorschläge zur Taggeldversicherung bei Krankheit, p. 26 et seq, available at https://www.bag.admin.ch/dam/bag/de/dokumente/kuv-aufsicht/krankenversicherung/evaluation-reformvorschlaege-taggeldversicherung-krankheit.pdf.download.pdf/evaluation-reformvorschlaege-taggeld-november-2009-d.pdf. [↑](#endnote-ref-132)
133. See Article 136(1) Cst. and Article 2 of the Bundesgesetz vom 17. Dezember 1976 über die politischen Rechte (BPR) [Swiss Federal Act of 17 December 1976 on Political Rights (PoRA)]; SR 161.1. [↑](#endnote-ref-133)
134. See Disability Policy Report (endnote 4), p. 33 et seq. [↑](#endnote-ref-134)
135. See further Disability Policy Report (endnote 4), p. 34. [↑](#endnote-ref-135)
136. Cf. motion 18.4395 of Regula Rytz, <https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaeft?AffairId=20184395>. The Federal Council intends to examine, however, which information concerning political issues it could offer in easy-to-read language. [↑](#endnote-ref-136)
137. See <https://www.admin.ch/gov/en/start/documentation/media-releases.msg-id-75615.html> and in general concerning the current situation https://www.bk.admin.ch/bk/en/home/politische-rechte/e-voting.html . [↑](#endnote-ref-137)
138. Disability Policy Report (endnote 4), p. 16 and 55. [↑](#endnote-ref-138)
139. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 208. [↑](#endnote-ref-139)
140. Disability Policy Report (endnote 4). [↑](#endnote-ref-140)
141. DDA Assessment (endnote 2), p. 51, p. 381 et seq. [↑](#endnote-ref-141)
142. Legislation is currently being drafted in the Cantons of Basel-Stadt and Basel-Land, which would provide for the creation of such focal points, see endnote 6. [↑](#endnote-ref-142)
143. Initial Report of Switzerland concerning the UN CRPD 2016 (endnote 1), margin no. 207. [↑](#endnote-ref-143)